

専用の用紙で提出いただく次の様式等は、
このデータファイルでは省略しています。

- ・ 受験申込書
- ・ 受験手数料払込票・受験手数料払込受領証貼付用紙
- ・ 受験用写真等確認票
- ・ 送付用封筒

※ 受験を希望する方は、受験の申し込みに必要な書類（第 38 回
社会福祉士国家試験『受験の手引』）をこのホームページの「受
験申し込み手続き」のページの「『受験の手引』の請求方法」を
ご覧になり請求してください。

予告 次回（第 39 回）試験からは、すべての受験者を対象にイ
ンターネットによる受験申し込みができるように準備中で
す。このため、「受験の手引」（冊子）の配付は原則行わない
ことを予定していますのでご了承ください。

合格発表まで大切に保管してください

第38回

社会福祉士国家試験

『受験の手引』

(受験申し込みをされる方は、この手引をよく読んで申し込み手続きをしてください)

受験申込 受付期間	令和7年 9月 4日(木) から 令和7年10月 3日(金) まで(消印有効) 〔10月4日(土)以降の消印のものは、受け付けできません〕
受 験 票	令和7年12月12日(金) 発送
試 験 日	令和8年2月1日(日) 緊急のお知らせをする場合、試験センターホームページに掲載しますので、 必ずご確認ください。
合 格 発 表	令和8年3月3日(火)14時 ホームページ掲載 ※ 試験センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。  (URL) https://www.sssc.or.jp/
	令和8年3月6日(金) 結果通知発送 ※裏表紙参照 重 要 受験票の受験資格欄に「見込」と記載がある方は、必要書類を提出期限までに提出しないと、 試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。 ※提出期限：令和8年4月10日(金)

厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

社会福祉士の資格は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による国家資格です。

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下「相談援助」といいます。）を業とする者で、一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、社会福祉士の資格を取得することができるものです。

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」といいます）は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣に代わって社会福祉士国家試験の実施及び登録の事務を行っています。

区分1	区分2	区分3	区分4								
法第7条 第1号	第4号	第7号	第2号	第5号	第8号	第9号	第12号	第3号	第6号	第10号	第11号
福祉系 大学等 4年	福祉系 短大等 3年	福祉系 短大等 2年	福祉系 大学等 4年	福祉系 短大等 3年	福祉系 短大等 2年	社会福祉 主 事 養成機関 ※1	・児童福祉司 ・身体障害者 福祉司 ・査察指導員 ・知的障害者 福祉司 ・老人福祉指 導主事 実務4年 ※2	一 般 大学等 4年	一 般 短大等 3年	一 般 短大等 2年	相談援助 実務4年
指定科目 履 修	指定科目 履 修	指定科目 履 修		基礎科目 履 修	基礎科目 履 修						
	相談援助 実務1年	相談援助 実務2年	基礎科目 履 修	相談援助 実務1年	相談援助 実務2年	相談援助 実務2年			相談援助 実務1年	相談援助 実務2年	
			社会福祉士短期養成施設等（6月以上）				社会福祉士一般養成施設等（1年以上）				
社 会 福 祉 士 国 家 試 験 （精神保健福祉士は、受験申込時の申請により一部試験科目免除）											
社 会 福 祉 士 資 格 取 得（登 録）											

- ・ 社会福祉主事養成機関（通信課程）
 - ・ 国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部通信課程
 - ・ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程
 - ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程

※2 平成19年法改正により、過去に福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事、児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が5年以上ある方で第25回試験以前に受験票が交付されている場合でも、短期養成施設等（6月以上）を修了しなければ受験できません。

受験申し込みに必要な書類等

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

- 区分1** … 大学、大学院または4年制専門学校で「指定科目」を修めて卒業(修了)した方
大学等「指定科目」
- 区分2** … 3年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において
相談援助業務の実務経験が1年以上ある方
短大等「指定科目」(3年制)+実務経験(1年以上)
- 区分3** … 2年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において
相談援助業務の実務経験が2年以上ある方
短大等「指定科目」(2年制)+実務経験(2年以上)
- 区分4** … 社会福祉士短期養成施設、一般養成施設を卒業(修了)した方
短期養成施設、一般養成施設
- 区分5** … 過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方
第10回以降の社会福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、**区分5**に該当します。
- ① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方
 - ② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書(卒業証明書、実務経験証明書等)を提出し、受験資格が確定している方
- ※ 該当しない方は、**区分1**～**区分4**で申し込んでください。

14・15
ページ参照

○ 提出書類一覧

		区分1	区分2 区分3	区分4	区分5	記入例	様式
①	受験申込書	○	○	○	○	38・39 ページ	別紙
②	受験手数料払込受領証貼付用紙	○	○	○	○	40～42 ページ	別紙
③	受験用写真等確認票	○	○	○	○	44ページ	別紙
④	卒業(修了)(見込)証明書 (卒業(修了)証書は不可)			○		養成施設が 発行する様式	
⑤	卒業(見込)証明書・指定科目履修 (見込)証明書(成績証明書は不可)	○	○			46・47 ページ	63～67 ページ
大学等が様式を作成している場合は、該当ページを切り取って使用する必要はありません。大学等にお問い合わせください。ノ							
⑥	指定科目(実習科目)履修(見込)証明書 (「科目等履修制度」による履修者に限り必要 在学中に「指定科目」をすべて履修した方は、提出不要)	(○)	(○)			46・47 ページ	69ページ
大学等が様式を作成している場合は、該当ページを切り取って使用する必要はありません。大学等にお問い合わせください。ノ							
⑦	実務経験証明書 (兼 実務経験見込証明書)		○			48・49 ページ	71～81 ページ
⑧	受験資格確定済申出書				○	50ページ	83ページ
⑨	精神保健福祉士登録証の写し または、精神保健福祉士登録済申出書 (B4判の登録証の場合は、A4判に縮小した写し)	(精神保健福祉士であって試験科目の免除を申請する場合に限り必要)				※手続中の方は 85ページ	
⑩	戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本) ※外国の国籍の方は、住民票(マイナンバーの記載不要) ※結婚等の前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書、住民票等	(結婚等により受験申込書と証明書等の氏名が異なっている場合に限り必要)				※戸籍の個人事項証明書は、本籍地のあ る市区町村が交付	

目 次

I 試験の概要

1	試験日時と試験科目	4
2	試験地と試験会場	4
3	「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」の同時受験の日程等	5
4	受験申し込みと受験手数料	5
5	試験科目（共通科目）の免除申請	6
6	障害等のある方の受験上の配慮申請	7
7	出題基準・合格基準	9
8	受験申し込み後の注意事項	10
9	試験当日の注意事項	12

II 受験資格と受験申込区分

1	受験資格と受験申込区分	14
2	指定科目 区分1・区分2・区分3	16
学校コード番号表		
(1)	大学、大学院学校コード 区分1	18
(2)	短大、専門学校、養成施設等学校コード 区分1・区分2・区分3・区分4	20
3	実務経験 区分2・区分3	24
実務経験コード番号表		
(1)	法人格コード 区分2・区分3	24
(2)	施設・職種コード 区分2・区分3	24

Ⅲ 提出書類と記入要領

1	すべての受験申込者が提出するもの	
(1)	受験申込書	38
(2)	受験手数料払込受領証貼付用紙	40
(3)	受験用写真等確認票	44
(4)	送付用封筒	45
2	区分1・区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	46
3	区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）	48
4	区分5の受験申込者が提出するもの	
	受験資格確定済申出書	50

Ⅳ 資 料

社会福祉士国家試験関係法令	51
---------------	----

Ⅴ 様 式

1	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書 区分1・区分2・区分3	
	・令和3年4月入学者から適用の指定科目	63
	・平成21年4月から令和3年3月までの入学者に適用の指定科目	65
	・平成21年3月までの入学者に適用の指定科目	67
2	指定科目（実習科目）履修（見込）証明書（在学中に「指定科目」を履修した方は提出不要） 〔科目等履修者専用〕	69
3	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）〔施設・事業所・機関職員用〕（2枚） 区分2・区分3	71
4	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）〔病院・診療所職員用〕（2枚） 区分2・区分3	75
5	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）〔市（区）町村社会福祉協議会職員用〕（2枚） 区分2・区分3	79
6	受験資格確定済申出書 区分5	83
7	精神保健福祉士登録済申出書	85
8	受験申込書記載事項変更届	87

I 試験の概要

1 試験日時と試験科目

試験日	試験時間	
令和8年 2月1日(日)	午前	午後
	10時00分～12時20分 ○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時05分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時30分	14時10分～15時35分 ○弱視等受験者(1.3倍) 14時40分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時40分～16時50分
弱視等受験者(1.3倍)、点字等受験者(1.5倍)の試験時間は、「障害等のある方の受験上の配慮」が認められた場合の時間です(別途、申請が必要です。7・8ページ参照)。		
試験科目	① 医学概論 ② 心理学と心理的支援 ③ 社会学と社会システム ④ 社会福祉の原理と政策 ⑤ 社会保障 ⑥ 権利擁護を支える法制度 ⑦ 地域福祉と包括的支援体制 ⑧ 障害者福祉 ⑨ 刑事司法と福祉 ⑩ ソーシャルワークの基盤と専門職 ⑪ ソーシャルワークの理論と方法 ⑫ 社会福祉調査の基礎	⑬ 高齢者福祉 ⑭ 児童・家庭福祉 ⑮ 貧困に対する支援 ⑯ 保健医療と福祉 ⑰ ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) ⑱ ソーシャルワークの理論と方法(専門) ⑲ 福祉サービスの組織と経営
・ 出題数は129問(午前84問、午後45問)です(出題基準については、9ページ参照)。 ・ 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・ 問題用紙はA4判です。		

2 試験地と試験会場

試験地 (24試験地)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
a 試験地が選択されていない場合は、試験センターが現住所で判断し決定します。 b 申込時に希望した「希望試験地」の変更はできません(10ページ③参照)。 c 試験地は、事情により近隣の試験地に変更する場合があります。その場合は、試験センターで受験者の住所を勘案し、希望された試験地の近隣の試験地へ振り替えを行います。 ※ 精神保健福祉士国家試験を同時に受験する方は、共通する7試験地で、1月31日(土)・2月1日(日)の2日間の受験となります(5ページ、3の(2)参照)。	
試験会場	受験票(令和7年12月12日(金)発送)で試験会場名、会場最寄り駅をご案内します。
a 試験会場の問い合わせには、一切応じられません(試験会場は受験票発送時に決定します)。 b 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。試験会場は、受験票で必ず確認してください。	

3 「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」の同時受験の日程等

(1) 「社会福祉士国家試験」及び「精神保健福祉士国家試験」の試験日程			
試験日	令和8年1月31日(土)	令和8年2月1日(日)	
試験区分	精神保健福祉士国家試験 (専門科目)	社会福祉士国家試験 精神保健福祉士国家試験 (共通科目)	社会福祉士国家試験 (専門科目)
試験時間	14時00分～15時30分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 14時00分～16時00分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時00分～16時15分〕	10時00分～12時20分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時05分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時30分〕	14時10分～15時35分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 14時40分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時40分～16時50分〕
(2) 「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」を同時に実施する試験地			
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県			
(3) 「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」を同時受験する場合の受験申込書類の提出方法			
精神保健福祉士国家試験受験申込書類送付用封筒に「社会福祉士国家試験受験申込書類」を同封して提出してください。			

※ 介護福祉士国家試験を受験する場合は、別途、介護福祉士国家試験の受付期間内に、受験申し込みをしてください。

4 受験申し込みと受験手数料

受付期間	令和7年9月4日(木)から10月3日(金)まで(10月3日(金)消印有効) ※ 10月4日(土)以降の消印のものは受け付けできません。
申込先	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 試験室 ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は11ページ⑦参照。
申込方法	※ 受験申込専用封筒(青色・精神保健福祉士と同時受験の場合は、緑色)を使用し、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。</u>
受験手数料	払込金額 社会一般受験者(共通科目+社会専門科目) 19,370円 社会・精神同時受験者(精神保健福祉士と同時受験) 16,840円 社会共通科目免除受験者(社会専門科目のみ受験) 16,230円 払込期限 10月3日(金)まで(厳守) ※ 10月4日(土)以降の払い込みのものは受け付けできません。

※ 受験票の発送及び合格発表については、10・11ページを参照してください。

5 試験科目（共通科目）の免除申請

精神保健福祉士として登録を受けている方は、**受験申し込み時の申請**により、次の試験科目（精神保健福祉士国家試験との共通科目）が免除されます。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第5条の2】

免除される試験科目（共通科目）

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 社会保障
- ⑥ 権利擁護を支える法制度
- ⑦ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑧ 障害者福祉
- ⑨ 刑事司法と福祉
- ⑩ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑪ ソーシャルワークの理論と方法
- ⑫ 社会福祉調査の基礎

① **試験科目（共通科目）の免除を申請する方は、必ず精神保健福祉士登録証の写し（B 4判の登録証の場合は、A 4判に縮小した写し）を提出してください。**

② 精神保健福祉士登録証の「氏名」や「本籍地都道府県」の変更手続きをされた方で、変更した登録証の交付を希望されなかった方は、今お持ちの精神保健福祉士登録証の写しを提出してください（受験申込書と精神保健福祉士登録証の写しの氏名が異なる場合でも、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を提出する必要はありません）。

③ 現在、精神保健福祉士として新規に登録申請中、または登録事項変更届出中、登録証再交付申請中で、精神保健福祉士登録証の写しを提出できない方は、「精神保健福祉士登録済申出書」（様式85ページ）を提出してください。

※ 精神保健福祉士登録証が届き次第、直ちに精神保健福祉士登録証の写しを提出してください。

④ これから新たに精神保健福祉士の登録申請をしようとする場合は、**社会福祉士国家試験受験申込書を提出する前までに精神保健福祉士登録申請書を別途提出したうえで、上記③の申出書を提出してください。**

※ 精神保健福祉士登録証が届き次第、直ちに精神保健福祉士登録証の写しを提出してください。

⑤ 受験申込書の「精神保健福祉士であって試験科目免除申請」欄は、申請の「あり・なし」の「あり」の□を必ず塗りつぶしてください。

この欄を「なし」に塗りつぶした場合、または塗りつぶしていない場合は「試験科目の免除」は行われません（38・39ページ⑦参照）。

6 障害等のある方の受験上の配慮申請

下記の申請手続きにより、障害等の種類及び程度に応じて、受験上の配慮を申請することができます。
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等、試験会場や試験室において受験上の配慮を希望する方は、受験上の配慮申請をしてください。

受験上の配慮申請手続き

1 「障害等のある方の受験上の配慮案内書（以下、「配慮案内書」）」の取り寄せ方法

受験申し込みの前に、試験センターにFAX（03-3486-7527）または電話（03-3486-7521）により、下記①～⑨をご連絡ください。FAXの場合は、次の内容を記して送信してください。

①『配慮受験を希望』と記入 ②郵便番号 ③住所 ④氏名（フリガナ） ⑤携帯電話番号 ⑥自宅または勤務先の電話番号 ⑦メールアドレス ⑧FAX番号 ⑨受験する試験の種類（社会福祉士）
（試験センターホームページで「受験の手引」と併せて「配慮案内書」を請求した方は、改めてFAXまたは電話での請求は不要です）

2 配慮申請方法

配慮申請には、下記①～③のすべてが必要となります。

- ① 受験申込書の「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄「あり」の□の塗りつぶし（38・39ページ⑨参照）
- ② 「障害等のある方の受験上の配慮申請書（以下、「配慮申請書」）」の提出
- ③ 医師の「診断・意見書（指定様式）」・「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出（②と併せて提出）

※ 「配慮申請書」及び医師の「診断・意見書（指定様式）」は、「配慮案内書」に同封してお送りします。

※ 過去に受験上の配慮を受けて受験した方も、「配慮申請書」の提出が必要です。

3 注意事項

- 「配慮申請書」は、受験申込受付期間内に、受験申込書等とは別に提出してください。原則、期間外の配慮申請はできません。
- 決定された「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。
- 「配慮申請書」を介護福祉士国家試験の受験申し込みの際に提出していれば、社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験を併せて受験する場合に、再度の提出は不要です。
- 社会福祉士国家試験と精神保健福祉士国家試験を同時に受験する方は、「配慮案内書」は1部のみご請求ください。ただし、受験申込書は、社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄「あり」の□を塗りつぶしてください。

受験上の配慮申請の流れ



● 受験上の配慮の例

下表の内容に該当し、受験上の配慮を希望する方は、受験申込受付期間内に配慮申請書類を提出してください。

障害別	受験上の配慮の対象となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・点字による解答を希望する方 ・拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	点字問題、点字解答、音声問題、代筆解答、拡大文字問題、文字解答、試験時間の延長、拡大鏡の持参使用 等
聴覚障害	・試験監督員の発言の聞き取りに不安がある方	手話通訳者の配置、発言事項等の文書による伝達 等
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック式解答、代筆解答、試験時間の延長、車いす、杖の持参使用 等
精神障害、精神疾患等	・発達障害*、高次脳機能障害、てんかん、パニック症状等があり、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	別室（少人数）の設定 等
	（上記*について） ・発達障害のうち、限局性学習症等により、特異的に「読み」、「書き」に障害がある等、試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる方	別室（少人数）の設定、試験時間の延長※ 等 ※希望どおりとならない場合があります。
その他 病弱、妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	別室（少人数）の設定 等

※ 配慮申請には受験上の配慮事項が必要な理由が明記された医師の「診断・意見書（指定様式）」、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出が必要となります。

※ 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定しますので、希望どおりとならない場合があります。

● 受験上の配慮申請が不要な例

- ・疾病等のため、「試験中の服薬、飲水」をしたい方
- ・疾病等のため、「試験中に目薬」をさしたい方

➡上記2項目は、その都度試験監督員にお申し出いただければ可能です。

受験申込受付期間内（令和7年10月3日（金）まで）に「障害等のある方の受験上の配慮申請」をしてください。原則、期間外の申請はできません。

● 受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応について

受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応については、原則、軽微なものに限り対応できる場合があります（試験日15日前まで）。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 配慮係
☎ 03-3486-7521（平日9：30～17：00） FAX 03-3486-7527

7 出題基準・合格基準

出題基準	試験センターホームページに「社会福祉士国家試験出題基準・合格基準」を掲載しています。 (URL) https://www.sssc.or.jp/shakai/kijun/index.html	
合格基準	次の2つの条件を満たした方を合格者とします。 (1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の方 (2) (1)を満たした方のうち、以下の6科目群（ただし、(注) 2に該当する方にあっては2科目群）すべてにおいて得点があった方 ① 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム ② 社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度 ③ 地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉 ④ ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎 ⑤ 高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉 ⑥ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営 (注) 1 配点は、1問1点の129点満点です。 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条の2の規定による試験科目の一部免除を受けた方にあっては、配点は、1問1点の45点満点です。	
合格基準点 及び正答	令和8年3月3日(火) 14時	合格基準点及び正答は、試験センターホームページに掲載します。 ※ 結果通知の発送日程等については、裏表紙をご確認ください。

8 受験申し込み後の注意事項

① 提出書類は返却できません	受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できません。 ※コピーまたは写真等のデータで、手元に残されることをお勧めします。																		
② 申込書等に不備があった場合	受験申込書等に不備があったり、受験資格が確認できなかった場合は、受理できませんので返送します。 受験申込書類を提出する際には、受験用写真等確認票の提出書類チェック表（44ページ参照）により、不備がないよう十分に確認してください。																		
③ 希望試験地は変更できません	受験申込書の「希望試験地」欄は、必ず□を塗りつぶし、希望試験地を明確にしてください。塗りつぶしていない場合は、試験センターが現住所で判断し、試験地を決めます。 受験申し込み後の「希望試験地」の変更はできません。 試験地は、事情により近隣の試験地に変更する場合があります。その場合は、試験センターで受験者の住所地を勘案し、希望された試験地の近隣の試験地へ振り替えを行います。																		
④ 受験票の発送	令和7年12月12日（金）投函（郵送） ○ 受験資格「見込」の方は、受験票の受験資格欄に「見込」と印字されます（該当者は下記⑤参照）。 ○ 「見込」の受験票を交付された方は、その後「確定した証明書」を提出しても、新たに「確定」の受験票の交付はしません。既に交付された「見込」の受験票で受験してください。 ○ 「確定した証明書」「受験申込書記載事項変更届」を提出していても、受験票に「見込」または変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、試験センターで変更の処理をしています。この場合、受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。 ※ 12月22日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 受験票は、座席間違い防止等のため、受験種類（一般・同時・免除）ごとに色等の表記が異なります。 ※ 試験終了後も、受験票は大切に保管してください。																		
⑤ 「卒業（修了）見込み」及び「実務経験見込み」で受験申し込みした場合	「卒業（修了）後」または「実務経験を満たした後」、次の証明書の原本を提出期限までに提出してください。 期限までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。 <table><tr><th>受験申込区分</th><th>見込みの種類</th><th>提出証明書</th><th>提出期限</th><th>記入例</th></tr><tr><td>区分1</td><td>大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）</td><td>卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）</td><td rowspan="3">令和8年4月10日（金）（消印有効）</td><td>46・47ページ</td></tr><tr><td>区分4</td><td>短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）</td><td>卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）</td><td>養成施設が発行する様式</td></tr><tr><td>区分2 区分3</td><td>実務経験（短大等＋実務経験）</td><td>実務経験証明書</td><td>48・49ページ</td></tr></table> ※ あて先・提出方法は、⑦参照。	受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例	区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）	令和8年4月10日（金）（消印有効）	46・47ページ	区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）	養成施設が発行する様式	区分2 区分3	実務経験（短大等＋実務経験）	実務経験証明書	48・49ページ
受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例															
区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）	令和8年4月10日（金）（消印有効）	46・47ページ															
区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）		養成施設が発行する様式															
区分2 区分3	実務経験（短大等＋実務経験）	実務経験証明書		48・49ページ															
⑥ 氏名・現住所を変更した場合	受験票及び結果通知等は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。 受験申し込み後に、「氏名」「現住所」を変更した場合（誤記入を含む）は、直ちに「受験申込書記載事項変更届」（様式87ページ）を提出してください。 ※ あて先・提出方法は、⑦参照。																		

⑦ 受験申し込み後に提出する書類のあて先・提出方法 (⑤、⑥)	○ あて先 受験申し込み後に提出するすべての提出書類のあて先は、次のとおりです。 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 社会係 ○ 提出方法 a 封筒（大きさ・型式自由）のおもて左端に下記のように提出書類の内容を記入し、必ず「簡易書留」で郵送してください。 ⑤ ⇒ 「証明書在中」 ⑥ ⇒ 「変更届在中」 b 受験票が届いた後に提出する場合は、提出書類の右上余白に受験番号を記入してください。 c 簡易書留の控えは、合否の結果通知を受け取るまで保管してください。 簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、試験センターでは責任を負いません。				
⑧ 送付した書類等の到着の確認	試験センターでは、郵送された受験申込書等の書類が到着しているかについての照会には応じることができません（郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、郵便局（ホームページ含む）で確認することができます）。				
⑨ 合格発表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時 </td><td style="padding: 5px;"> 合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 結果通知発送 令和8年 3月6日（金） </td><td style="padding: 5px;"> ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。 </td></tr> </table>	ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時	合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。	結果通知発送 令和8年 3月6日（金）	○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。
ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時	合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。				
結果通知発送 令和8年 3月6日（金）	○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。				

9 試験当日の注意事項

(1) 注意事項	
持参物品	下記以外のものは机上に置けません。 試験監督員の指示に従い、かばんの中にしまい、足元に置いてください。 ① 受験票 ② HBの鉛筆またはシャープペンシル（ボールペンは不可）、プラスチック消しゴム、鉛筆削り（カッター等の刃物は不可） ③ 腕時計（置時計は不可。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能（端末機能、通信機能、辞書機能）があるものは不可） ※ <u>上履き（スリッパ含む）を必要とする会場は、受験票に記載しています。必ず上履き（スリッパ含む）と靴袋を持参してください。</u> ※ ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。 ※ 耳栓は、試験監督員等の指示が聞こえない場合があるため、使用できません。 ※ 天候、試験室により寒い場合がありますので、防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。 ※ 時計のアラーム機能は必ず止めておいてください。
試験会場 開 場 ・ 入 室 時 間	午前9時25分から注意事項等の説明が始まります。 午前8時30分から9時20分までの間に必ず入室してください。
試験室へ の 入 室	① 試験会場入口付近に試験室案内を、試験室入口に受験者座席表を、受験番号で掲示します。 ② 同一試験会場で精神保健福祉士国家試験等他の試験が行われる場合があります。社会福祉士国家試験の試験室であることを必ず確認してください。 ③ 試験室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。 ④ 試験会場は、入室時間にならないと立ち入りできません。待機場所也没有ありません。
座 席	① 座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で確認してください。 ② 受験票は、試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に置いてください。
昼 食	① 昼食・飲物は、各自用意してください。 ② ごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください。試験会場に設置されているごみ箱は使用禁止です。駅や近隣商店のごみ箱にも捨てないでください。
(2) 不正を行った場合について	
受験申し込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に不正行為が判明した場合（下記参照）、その<u>受験を停止または試験を無効とすることがあります</u>（52ページ法第8条参照）。 なお、悪質な不正行為が確認された場合は、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。	
不正行為の例 ① 試験時間中、携帯電話等を身につけている、または使用が確認された場合 ② カンニングが確認された場合 ③ 試験終了時、筆記具、消しゴムを机に置かず持っている場合 ④ 退室可能時刻前に退室した場合 ⑤ 解答用紙を提出せず試験室から持ち出した場合 ※ その他、<u>試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。</u>	

(3) 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて

- ① 不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。
携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中にしまってください。
- ② 試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、かばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した場合、身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。
※ 試験当日までに必ず自身で電源の入り切りができるよう、操作方法の確認をお願いします。
- ③ 試験時間中に鳴らないよう、アラーム等の設定も、必ず解除しておいてください。

(4) 試験会場に関する禁止事項等

- ① 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- ② 試験会場となる学校や展示ホール等では、試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- ③ 試験会場の下見はできません。
- ④ 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。
全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してご来場ください。
自家用車でのご送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。
近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合、直ちに警察へ通報します。
試験会場へのアクセス方法は、受験票でご案内しますので、必ずご確認ください。
- ⑥ 試験会場での盗難・忘れ物は、試験センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ⑦ 試験当日、試験会場付近で、業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、試験センターとは一切関係ありません。

(5) 欠席について

- ① 試験当日に欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。
- ② 欠席した場合、受験手数料は返還できません（52ページ法第9条第2項参照）。
- ③ 欠席した場合、合格発表に関する通知はありません。
- ④ 欠席した場合、次回受験する際には、新たに申込手続きが必要です。

Ⅱ 受験資格と受験申込区分

1 受験資格と受験申込区分

社会福祉士国家試験は、法令等により受験資格が定められています。

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】（51ページ参照）

(1) 大学等で「指定科目」を履修した方（法第7条第1号、第4号及び第7号）

受験申込区分	受験資格		備考
	学歴等	実務経験	
区分1	大学卒業	指定科目履修	「指定科目」 16・17ページ参照 「学校コード」 18～23ページ参照 「実務経験コード」 24～37ページ参照
	大学院への飛び入学		
	大学院修了		
	4年制専門学校卒業		
区分2	3年制短期大学等卒業	実務経験1年以上	「実務経験コード」 24～37ページ参照
区分3	2年制短期大学等卒業	実務経験2年以上	

注意事項

「指定科目」履修者には、大学、短大等を卒業した後に「科目等履修制度」で「実習科目」を履修することにより、指定科目をすべて履修した方も含まれます（16ページ（注意）の2参照）。

「科目等履修制度」による受験申込者が提出する証明書は、次の2点となります。

- ① 実習科目以外の指定科目について、「卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書」
- ② 実習科目について、「社会福祉士指定科目（実習科目）履修（見込）証明書」

※ 在学中に、「指定科目」をすべて修めた（修める見込みを含む）方は、「科目等履修制度」は関係がありませんので、「卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書」のみを提出してください。

(2) 社会福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業した方

（法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号）

受験申込 区 分	受験資格	(参考) 社会福祉士養成施設入学資格		備 考	
		学 歴 等	実務経験		
区分 4	短期養成施設卒業	大学等卒業等	基礎科目履修		「学校コード」 20～23ページ参照
		3 年制短期大学等卒業		実務経験 1 年以上	
		2 年制短期大学等卒業	実務経験 2 年以上		
		社会福祉主事養成機関※			
		児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事	実務経験 4 年以上		
	一般養成施設卒業	大学等卒業等			
		3 年制短期大学等卒業	実務経験 1 年以上		
		2 年制短期大学等卒業	実務経験 2 年以上		
			実務経験 4 年以上		

※ 社会福祉主事養成機関（昼間課程、夜間課程）は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在3校あります。

※ **区分1** ～ **区分4** の受験資格で見込みにより受験できる方

区分1	令和8年3月31日までに、大学、大学院、4年制専門学校で「指定科目」を履修し、卒業（修了）する見込みの方
区分2 区分3	短期大学等で「指定科目」を履修して卒業した後、令和8年3月31日までに必要な実務経験を満たす見込みの方
区分4	令和8年3月31日までに、社会福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業（修了）する見込みの方

(3) 過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方

平成19年法改正により、過去に福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事、児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が5年以上ある方で第25回以前に受験票が交付されている場合でも、短期養成施設等（6月以上）を修了しなければ受験できません。

受験申込区分	対象となる条件	備考
区分5	<u>第10回以降の社会福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、区分5に該当します。</u> ① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方。 ② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出し、受験資格が確定している方。 ※ 該当しない方は、区分1 ～ 区分4 で申し込んでください。 ※ 区分5 の対象者は、「受験資格確定済申出書」を提出すれば、学校や施設等からの証明書は不要です。 【第10回～第37回試験で受験票を受け取った方】 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」または「受験資格見込」 ↓ 「受験資格確定」 区分5 で 申し込み ↓ 「受験資格見込」 指定した期日までに、確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出したか ↓ 提出していない 区分1 ～ 区分4 で 申し込み ← 提出した	「受験資格確定済申出書」 50ページ参照

2 指定科目 区分1・区分2・区分3

社会福祉士国家試験を受験するために、大学等において履修しなければならない指定科目は省令により次のとおりとなっています（14ページ「1 受験資格と受験申込区分の（1）」に該当する方）。

指定科目の履修について

- ・ 学校、入学年度（編入等を含む）等によって、次のいずれかの履修が必要です。
- ・ どの履修も受験資格となりますが、混在はできません。

◆ 指定科目を履修できる（または履修できた）大学等は18～23ページを参照

（1）令和3年4月入学者（編入学を含む）から適用の指定科目 ⇒ 63ページの証明書を使用

【指定科目】社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 医学概論 | ⑬ 刑事司法と福祉 |
| ② 心理学と心理的支援 | ⑭ ソーシャルワークの基盤と専門職 |
| ③ 社会学と社会システム | ⑮ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門） |
| ④ 社会福祉の原理と政策 | ⑯ ソーシャルワークの理論と方法 |
| ⑤ 社会保障 | ⑰ ソーシャルワークの理論と方法（専門） |
| ⑥ 権利擁護を支える法制度 | ⑱ 社会福祉調査の基礎 |
| ⑦ 地域福祉と包括的支援体制 | ⑲ 福祉サービスの組織と経営 |
| ⑧ 高齢者福祉 | ⑳ ソーシャルワーク演習 |
| ⑨ 障害者福祉 | ㉑ ソーシャルワーク演習（専門） |
| ⑩ 児童・家庭福祉 | ㉒ ソーシャルワーク実習指導 |
| ⑪ 貧困に対する支援 | ㉓ ソーシャルワーク実習 |
| ⑫ 保健医療と福祉 | |

（注意）

1 「指定科目」について

大学等において開講している科目の名称等が「指定科目」と異なる場合は、厚生労働省の通知「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について（令和2年7月9日付け社援発0709第14号）」による読替の範囲にある科目または大学等が厚生労働省に科目読替を申請して個別に認定された科目に限ります。

個別科目の読替については、大学等に確認してください。

2 「科目等履修制度」について

大学等で、「指定科目」のうち「実習科目」を履修しないで卒業した方は、その後、「科目等履修制度」により、大学、大学院、短期大学または専修学校（修業年限2年以上の専門課程）で「実習科目」を修めた場合、「指定科目」を履修したものとして扱われ、受験資格となります。

ただし、聴講生等、単位が取得できないもの、及び「実習科目」以外の科目については認められません。

「実習科目」とは

㉒「ソーシャルワーク実習指導」及び㉓「ソーシャルワーク実習」をいいます。

※ 在学中に、「指定科目」をすべて修めた（修める見込みを含む）方は、「科目等履修制度」で「実習科目」を修める必要はありません。

(2) 平成21年4月から令和3年3月までの入学者(編入学を含む)に適用の指定科目 ⇒ 65ページの証明書を使用

【指定科目】改正前の社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)第1条

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | ⑩ 高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| ② 現代社会と福祉 | ⑪ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 |
| ③ 社会調査の基礎 | ⑫ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |
| ④ 相談援助の基盤と専門職 | ⑬ 低所得者に対する支援と生活保護制度 |
| ⑤ 相談援助の理論と方法 | ⑭ 保健医療サービス |
| ⑥ 地域福祉の理論と方法 | ⑮ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目 |
| ⑦ 福祉行財政と福祉計画 | ⑯ 相談援助演習 |
| ⑧ 福祉サービスの組織と経営 | ⑰ 相談援助実習指導 |
| ⑨ 社会保障 | ⑱ 相談援助実習 |

(注意)

1 「指定科目」について

大学等において開講している科目の名称等が「指定科目」と異なる場合は、厚生労働省の通知「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について(平成25年3月28日付け社援発0328第2号)」による読替の範囲にある科目または大学等が厚生労働省に科目読替を申請して個別に認定された科目に限ります。

個別科目の読替については、大学等に確認してください。

2 「科目等履修制度」について

大学等で、「指定科目」のうち「実習科目」を履修しないで卒業した方は、その後、「科目等履修制度」により、大学、大学院、短期大学または専修学校(修業年限2年以上の専門課程)で「実習科目」を修めた場合、「指定科目」を履修したものとして扱われ、受験資格となります。

ただし、聴講生等、単位が取得できないもの、及び「実習科目」以外の科目については認められません。

「実習科目」とは

⑰「相談援助実習指導」及び⑱「相談援助実習」をいいます。

※ 在学中に、「指定科目」をすべて修めた(修める見込みを含む)方は、「科目等履修制度」で「実習科目」を修める必要はありません。

(3) 平成21年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 67ページの証明書を使用

【指定科目】社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(昭和62年厚生省告示第200号)

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 社会福祉原論 | ⑦ 社会福祉援助技術演習 |
| ② 老人福祉論 | ⑧ 社会福祉援助技術現場実習 |
| ③ 障害者福祉論 | ⑨ 社会福祉援助技術現場実習指導 |
| ④ 児童福祉論 | ⑩ 心理学、社会学、法学のうち1科目 |
| ⑤ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目 | ⑪ 医学一般 |
| ⑥ 社会福祉援助技術論 | ⑫ 介護概論 |

学校コード番号表

(注) 現在は指定科目を履修できない学校が含まれています。

(1) 大学、大学院学校コード 区分 1

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
北海道	D2360	旭川市立大学	千葉県	D0790	聖徳大学 (通学)
	D0690	札幌学院大学		D1490	聖徳大学 (通信)
	D0200	星槎道都大学	東京都	D0610	東京成徳大学
	D2140	名寄市立大学		D1860	和洋女子大学
	D2620	日本医療大学 (通学)		D0810	桜美林大学
	D2640	日本医療大学 (通信)		D1020	大妻女子大学
	D2320	函館大学		D1280	杏林大学
	D1310	藤女子大学		D0120	駒澤大学
	D1100	北翔大学		D0160	上智大学
	D0360	北星学園大学		D0310	昭和女子大学
	D0640	北海道医療大学		D1990	白梅学園大学
	D1470	北海道教育大学		D2480	創価大学
青森県	D0990	青森県立保健大学		D0170	大正大学
	D0020	青森大学		D2520	帝京科学大学
	D2450	八戸学院大学		D0800	帝京平成大学
	D0920	弘前学院大学		D2300	東京医科歯科大学
岩手県	D0770	岩手県立大学		D0440	東京学芸大学
宮城県	D0700	仙台白百合女子大学		D1030	東京家政学院大学
	D1210	仙台大学		D1540	東京家政大学
	D0220	東北福祉大学 (通学)		D2580	東京通信大学
	D1630	東北福祉大学 (通信)		D0460	東京都立大学
	D1000	東北文化学園大学		D0230	東洋大学
	D1220	宮城学院女子大学		D0100	東洋大学大学院
	D1260	宮城教育大学		D0260	日本社会事業大学
	D1980	秋田看護福祉大学		D1890	日本社会事業大学大学院
秋田県	D2080	東北公益文科大学	神奈川県	D0270	日本女子大学
山形県	D2610	東北文教大学		D1460	日本女子大学大学院
	D1450	医療創生大学		D1440	日本体育大学
福島県	D2260	郡山女子大学		D1780	日本大学
	D2070	東日本国際大学		D1130	法政大学
	D1760	福島学院大学		D0820	武蔵野大学 (通学)
	D0030	茨城キリスト教大学		D2470	武蔵野大学 (通信)
茨城県	D0590	つくば国際大学		D0370	明治学院大学
	D2310	筑波大学		D1510	明星大学
	D1160	常磐大学		D1790	目白大学
	D0500	流通経済大学		D0290	ルーテル学院大学
栃木県	D0710	国際医療福祉大学		D0740	早稲田大学
	D2000	白鷗大学	新潟県	D1670	神奈川県立保健福祉大学
群馬県	D1550	群馬医療福祉大学		D0080	関東学院大学
	D2030	創造学園大学		D2530	相模女子大学
	D1270	高崎健康福祉大学		D2410	星槎大学 (通信)
	D1120	東京福祉大学 (通学)		D1560	田園調布学園大学
	D1110	東京福祉大学 (通信)		D0600	東海大学
	D1880	東京福祉大学大学院 (通学)		D0830	東洋英和女学院大学
	D2090	東京福祉大学大学院 (通信)		D2110	敬和学園大学
	D1660	浦和大学	富山県	D1360	新潟医療福祉大学
埼玉県	D2400	共栄大学		D2420	新潟県立大学
	D1010	埼玉県立大学		D1350	新潟青陵大学
	D0470	埼玉大学		D1870	新潟大学
	D0720	十文字学園女子大学		D2430	富山国際大学
	D0780	聖学院大学	石川県	D2230	富山大学
	D2270	西武文理大学		D2390	金沢大学
	D0660	東京国際大学		D1290	金城大学
	D0680	文京学院大学	福井県	D2350	北陸学院大学
	D0350	文教大学		D0930	福井県立大学
	D0390	立教大学	山梨県	D1750	健康科学大学
	D0730	立正大学		D2040	身延山大学
	D1480	川村学園女子大学		D1910	山梨県立大学
千葉県	D0140	淑徳大学	長野県	D2600	佐久大学
	D0570	城西国際大学		D0240	長野大学
				D2250	松本大学

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名	
岐 阜 県	D1300	岐阜協立大学	兵 庫 県	D0750	神戸女子大学	
	D2440	岐阜女子大学		D1230	神戸親和大学 (通学)	
	D0840	中部学院大学 (通学)		D2160	神戸親和大学 (通信)	
	D1710	中部学院大学 (通信)		D2380	聖トマス大学	
	D0430	東海学院大学		D2370	兵庫大学	
静 岡 県	D1570	静岡英和学院大学	奈 良 県	D1380	武庫川女子大学	
	D2170	静岡福祉大学		D1590	流通科学大学	
	D1580	聖隷クリストファー大学		D1830	帝塚山大学	
愛 知 県	D1250	愛知教育大学		和歌山県	D0520	天理大学
	D0010	愛知県立大学			D0110	高野山大学
	D1810	愛知淑徳大学	島 根 県	D1040	島根大学	
	D2220	愛知新城大谷大学		D0540	岡山県立大学	
	D0530	愛知みずほ大学	岡 山 県	D0480	川崎医療福祉大学	
	D1850	桜花学園大学		D0180	吉備国際大学	
	D0850	金城学院大学		D2590	新見公立大学	
	D1680	椋山女学園大学		D1390	ノートルダム清心女子大学	
	D0670	中京大学		D1400	美作大学	
	D2010	東海学園大学	広 島 県	D0320	県立広島大学	
	D0210	同朋大学		D1690	広島国際学院大学	
	D2150	名古屋学院大学		D0960	広島国際大学	
	D1430	名古屋女子大学		D2240	広島文化学園大学	
	D2280	名古屋市立大学		D1180	広島文教大学	
	D0280	日本福祉大学 (通学)		D0630	福山平成大学	
	D1340	日本福祉大学 (通信)	山 口 県	D1520	宇部フロンティア大学	
三 重 県	D0940	皇學館大学		D2330	至誠館大学	
	D1820	鈴鹿医療科学大学		D1730	周南公立大学	
滋 賀 県	D2550	びわこ学院大学		徳 島 県	D2180	東亜大学
	D0400	龍谷大学			D0650	山口県立大学
京 都 府	D1320	大谷大学	香 川 県	D2290	徳島大学	
	D2490	京都華頂大学		D1770	徳島文理大学	
	D1720	京都光華女子大学	愛 媛 県	D0130	四国学院大学	
	D2020	京都女子大学		D0420	聖カタリナ大学	
	D1200	京都ノートルダム女子大学	高 知 県	D1050	松山東雲女子大学	
	D0090	京都府立大学		D2050	松山大学	
	D0150	種智院大学	福 岡 県	D0970	高知県立大学	
	D0190	同志社大学		D0550	北九州市立大学	
	D0300	花園大学		D1150	久留米大学	
	D0330	佛教大学 (通学)		D1410	西南学院大学	
	D0340	佛教大学 (通信)		D0580	西南学院大学	
	D0450	立命館大学		D1060	筑紫女学園大学	
	大 阪 府	D1500	立命館大学大学院	佐 賀 県	D1610	福岡医療福祉大学 (通学)
D2190		追手門学院大学	D1640		福岡医療福祉大学 (通信)	
D1240		大阪大谷大学	D1070		福岡教育大学	
D2630		大阪公立大学	D0510		福岡県立大学	
D2570		大阪歯科大学	長 崎 県	D0890	佐賀大学	
D0040		大阪市立大学		D0250	西九州大学	
D1740		大阪体育大学	熊 本 県	D1530	鎮西学院大学	
D1370		大阪人間科学大学		D1190	長崎国際大学	
D0050		大阪府立大学		D0620	長崎純心大学	
D2460		関西大学	大 分 県	D0980	九州看護福祉大学	
D0860		関西福祉科学大学		D0560	熊本学園大学	
D0950		四天王寺大学		D0900	熊本大学	
D2100		千里金蘭大学	宮 崎 県	D0910	大分大学	
D0870		梅花女子大学		D2060	日本文理大学	
D1140		平安女学院大学		D1620	別府大学	
兵 庫 県	D0380	桃山学院大学	鹿 児 島 県	D1080	九州医療科学大学 (通学)	
	D0070	関西学院大学		D1650	九州医療科学大学 (通信)	
	D1600	関西国際大学	沖 縄 県	D0060	鹿児島国際大学	
	D0880	関西福祉大学		D0410	沖縄国際大学	
	D2120	甲子園大学		D1090	沖縄大学	
	D1170	神戸医療未来大学	D0490	琉球大学		
D1970	神戸学院大学	D9999 上記に学校名がない場合				

※ コードはよく確認して、正確に記入してください (通信課程は同一大学でも別コードになっています)。

＜例＞ 日本福祉大学 (通学) D0280
日本福祉大学 (通信) D1340

(2) 短大、専門学校、養成施設等学校コード 区分1・区分2・区分3・区分4

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4 年 制 専門学校	3 年制短大等 +実務1年	2 年制短大等 +実務2年	短 期 養成施設	一 般 養成施設
北 海 道	大原医療福祉専門学校					S1694 (通信)
	帯広大谷短期大学			T0013		
	釧路専門学校			S0863		
	札幌医学技術福祉歯科専門学校		S0012		S0017 (通信)	S0014 (通信)
	札幌医療福祉デジタル専門学校		S1392			
	札幌心療福祉専門学校		S0022			S0024 (通信)
	札幌福祉専門学校		S1082			
	星槎道都大学					S1684 (通信)
	専門学校北海道福祉・保育大学校	S0031	S0032			
	日本医療大学 生涯学習センター		S0042		S0047 (通信)	S0044 (通信) S0045 (昼間) S0046 (夜間)
	函館臨床福祉専門学校		S0052			
青 森 県	北都保健福祉専門学校	S1011	S1012			
	弘前学院短期大学			T0023		
岩 手 県	MCL盛岡医療福祉スポーツ専門学校		S1042	S1043		S1044 (通信)
宮 城 県	仙台医療福祉専門学校			S0063	S0067 (通信)	S0064 (通信)
	東北文化学園専門学校	S1361		S1363		
秋 田 県	秋田社会福祉専門学校		S0072	S0073		
福 島 県	会津大学短期大学部			T0033		
	郡山情報ビジネス専門学校		S0822			
	国際医療看護福祉大学校					S1764 (通信)
	東都国際ビジネス専門学校			S0783		
茨 城 県	水戸教育福祉専門学校			S0083		
	リリー保育福祉専門学校		S0882			
栃 木 県	宇都宮短期大学			T0313		
	佐野日本大学短期大学			T0043		
	中央福祉医療専門学校			S1073		
	東洋パラメディカル学院		S0092	S0093		
	マロニエ医療福祉専門学校	S0101	S0102		S0107 (通信)	S0104 (通信)
群 馬 県	群馬医療福祉大学短期大学部			T0053		
	群馬社会福祉専門学校			S0113		S0114 (通信)
	群馬松嶺福祉短期大学			T0063		
	専門学校高崎福祉医療カレッジ				S1607 (通信)	S1604 (通信)
埼 玉 県	浦和大学短期大学部			T0073		
	大原医療秘書福祉保育専門学校大宮校		S1632			
	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校		S0122		S0127 (通信)	S0126 (夜間)
	十文字学園女子短期大学			T0083		
	平成福祉教育専門学校			S0133		
	立正大学短期大学部			T0093		
千 葉 県	江戸川学園おおたかの森専門学校		S0832	S0833		S0834 (通信) S0835 (昼間)
	専門学校新国際福祉カレッジ			S1323		
	帝京平成看護短期大学			T0103		
東 京 都	アクト情報スポーツ保育専門学校		S1452			
	アルファ医療福祉専門学校				S0947 (通信)	S0944 (通信)
	大原医療秘書福祉保育専門学校					S1654 (通信) S1656 (夜間)
	品川区社会福祉協議会					S1464 (通信)
	篠原学園専門学校		S1352	S1353		
	淑徳短期大学			T0113		
	首都医校					S1565 (昼間)
	上智社会福祉専門学校			S0143		S0146 (夜間)
	昭和女子大学短期大学部			T0123		
	東京国際福祉専門学校	S0151	S0152			
	東京豊島 I T 医療福祉専門学校			S1623		S1624 (通信)

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4 年 制 専門学校	3 年制短大等 +実務 1 年	2 年制短大等 +実務 2 年	短 期 養成施設	一 般 養成施設
東 京 都	東京都社会福祉総合学院					S0934(通信)
	東京福祉専門学校	S0181	S0182		S0187(通信)	S0184(通信) S0185(昼間) S0186(夜間)
	東京福祉保育専門学校		S0162			S0164(通信)
	東京未来大学福祉保育専門学校					S1754(通信)
	東京 Y W C A 専門学校			S1063		S1065(昼間)
	日本医歯薬専門学校					S1886(夜間)
	日本社会事業大学				S0667(通信)	S0664(通信) S0665(昼間)
	日本知的障害者福祉協会					Y0014(通信)
	日本福祉教育専門学校	S0171	S0172			S0174(通信) S0175(昼間) S0176(夜間)
	N H K 学園				S0957(通信)	S0954(通信)
	町田福祉専門学校			S0193		
	山野美容芸術短期大学		T0402			
	臨床福祉専門学校					S1224(通信) S1225(昼間)
	早稲田速記医療福祉専門学校		S0202			
	和泉短期大学			T0133		
神 奈 川 県	神奈川社会福祉専門学校			S0213		
	全国社会福祉協議会中央福祉学院				Y0027(通信)	Y0024(通信)
	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	S0701				S0704(通信)
	田園調布学園大学短期大学部			T0143		
	文教大学女子短期大学部			T0303		
	横浜国際福祉専門学校		S0232	S0233	S0237(通信)	S0235(昼間)
	Y M C A 健康福祉専門学校		S0222	S0223		S0224(通信)
	Y M C A 福祉専門学校					S0964(通信)
	県立新潟女子短期大学			T0153		
新 潟 県	国際こども・福祉カレッジ		S0242			S0245(昼間)
	新潟青陵大学短期大学部			T0163		
	新潟ビジネス専門学校			S0843		
	日本こども福祉専門学校		S0642		S0647(通信)	S0644(通信) S0645(昼間)
富 山 県	富山福祉短期大学			T0173		
石 川 県	金沢製菓調理福祉専門学校			S0253		
	金沢福祉専門学校		S0262	S0263		
	北陸学院短期大学			T0363		
福 井 県	福井県医療福祉専門学校		S1552			
長 野 県	北アルプス福祉学院					S1854(通信)
	文化学園長野専門学校	S1031	S1032			
静 岡 県	静岡県立大学短期大学部			T0183		
	静岡こども福祉専門学校		S0272			
	静岡福祉医療専門学校		S1402			
愛 知 県	愛知新城大谷短期大学			T0193		
	慈恵福祉保育専門学校		S1432			
	中部福祉専門学校		S0282			
	東海医療科学専門学校					S1814(通信) S1815(昼間)
	東海医療福祉専門学校					S1124(通信) S1125(昼間) S1126(夜間)
	名古屋医専					S1545(昼間) S1546(夜間)

区分1

区分2

区分3

区分4

Ⅱ
受験
資格

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分 1 4 年 制 専門学校	区分 2 3 年制短大等 +実務 1 年	区分 3 2 年制短大等 +実務 2 年	区分 4 短 期 養成施設	一 般 養成施設
愛 知 県	名古屋文化学園医療福祉専門学校			S0293		
	日本総合研究所				Y0047 (通信)	Y0044 (通信)
	日本福祉大学高浜専門学校					S0674 (通信)
	日本福祉大学中央福祉専門学校					S0684 (通信) S0686 (夜間)
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校		S0632			S0634 (通信) S0636 (夜間)
三 重 県	聖十字福祉専門学校		S0302			S0305 (昼間)
	津市立三重短期大学			T0373		
滋 賀 県	華頂社会福祉専門学校					S0604 (通信)
	滋賀文化短期大学			T0203		
京 都 府	華頂短期大学			T0213		
	京都医健専門学校					S1706 (夜間)
	京都医療福祉専門学校			S0913	S0917 (通信)	S0914 (通信)
	京都国際社会福祉センター					Y0036 (夜間)
	京都聖母女学院短期大学			T0393		
	京都YMCA国際福祉専門学校					S0974 (通信) S0976 (夜間)
	龍谷大学短期大学部			T0223		
	大阪医療福祉専門学校	S1251				
大 阪 府	大阪国際福祉資格センター					Y0064 (通信)
	大阪国際福祉専門学校		S0902			S0904 (通信)
	大阪社会福祉専門学校					S0714 (通信)
	大阪総合福祉専門学校		S1522			
	大阪体育大学短期大学部			T0283		
	大阪バイオメディカル専門学校		S1492			
	大阪ハイテクノロジー専門学校					S0986 (夜間)
	大阪保育福祉専門学校		S0322	S0323		
	大阪保健福祉専門学校	S0311	S0312			S0314 (通信) S0316 (夜間)
	大阪YMCA国際専門学校			S1183		
	大原医療福祉製菓専門学校梅田校					S1674 (通信)
	京阪奈社会福祉専門学校			S1053		
	宝塚医療大学				S1877 (通信)	S1874 (通信)
	南海福祉看護専門学校			S0333		S0334 (通信) S0335 (昼間)
	日本メディカル福祉専門学校				S0697 (通信)	S0694 (通信) S0695 (昼間) S0696 (夜間)
兵 庫 県	関西保育福祉専門学校			S0343		
	神戸医療福祉専門学校須磨校		S0352			
	神戸医療福祉専門学校中央校		S0802			S0806 (夜間)
	神戸医療福祉専門学校三田校		S0762	S0763		
	豊岡短期大学			S1173		S1174 (通信)
	姫路福祉保育専門学校		S0362	S0363		
奈 良 県	奈良佐保短期大学			T0413		
和歌山県	和歌山社会福祉専門学校					S1614 (通信)
島 根 県	大阪健康福祉短期大学					S1834 (通信)
	附属福祉実践研究センターしまね支部					
岡 山 県	岡山医療福祉専門学校					S1864 (通信)
	専門学校岡山情報ビジネス学院		S0792			
広 島 県	I G L 医療福祉専門学校		S1262			
	穴吹国際みらい専門学校					S1734 (通信)
	穴吹国際みらい専門学校福山校		S1342			
	ウェルテック専門学校広島校					S1304 (通信)
	尾道福祉専門学校		S1662			
	尾道YMCA福祉専門学校		S0772			

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4 年 制 専門学校	3 年制短大等 +実務 1 年	2 年制短大等 +実務 2 年	短 期 養成施設	一 般 養成施設
広 島 県	キャピタル国際福祉専門学校			S1513		
	CACヒューマンウェルフェア福山専門学校			S0383		
	専門学校西広島教育福祉学院			S0393		S0394 (通信)
	専門学校福祉リソースカレッジ広島					S1154 (通信)
	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校		S1292			
	広島医療体育学院専門学校		S0372			
	広島健康福祉技術専門学校					S1416 (夜間)
	広島ビジネス専門学校			S0403		
	広島福祉専門学校	S0411	S0412			S0414 (通信) S0415 (昼間) S0416 (夜間)
	福山YMCA国際ビジネス専門学校		S0422			
山 口 県	岩国YMCA国際医療福祉専門学校		S1202			
	下関文化産業専門学校		S0432			
	山口福祉専門学校		S0462			
	Y I C 看護福祉専門学校		S0452	S0453		S0454 (通信)
	専門学校健祥会学園		S1582			
徳 島 県	専門学校徳島穴吹カレッジ		S1332			
	香川短期大学			T0353		
香 川 県	四国医療福祉専門学校		S1502			
	瀬戸内短期大学			T0233		
	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ		S1382		S1387 (通信)	S1384 (通信)
	河原医療福祉専門学校		S0472			
愛 媛 県	四国中央医療福祉総合学院					S1474 (通信)
高 知 県	高知福祉専門学校		S0482			
	龍馬看護ふくし専門学校		S1282			
福 岡 県	I L P お茶の水医療福祉専門学校		S0512	S0513		
	麻生医療福祉&保育専門学校福岡校		S0492			S0494 (通信)
	アーバン医療福祉専門学校		S0872			
	F・Cフチガミ医療福祉専門学校		S0532	S0533		S0534 (通信) S0535 (昼間)
	福岡保育こども医療福祉専門学校					S1714 (通信)
	スポーツ&航空ビジネス専門学校		S0502			
	専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ		S1422			
	専門学校共生館国際福祉医療カレッジ		S0812	S0813		S0814 (通信)
	西日本短期大学			T0243		
	福岡医健専門学校		S1162	S1163		
	福岡県立社会保育短期大学			T0253		
	福岡コミュニケーションアート専門学校			S0523		
	福岡中央医療福祉専門学校		S0442			
	九州医療専門学校		S0542	S0543		S0544 (通信)
佐 賀 県	西九州大学福祉医療専門学校			S0853		
	長崎ウエスレヤン短期大学			T0273		
長 崎 県	長崎純心大学短期大学部			T0263		
	熊本社会福祉専門学校		S0552	S0553		
熊 本 県	熊本YMCA学院	S1191	S1192			S1194 (通信)
	専門学校湖東カレッジ唐人町校	S1641				
大 分 県	智泉福祉製菓専門学校					S0625 (昼間)
	宮崎医療管理専門学校			S0563		
宮 崎 県	宮崎医療福祉専門学校			S0743		
	宮崎福祉医療カレッジ					S1484 (通信) S1485 (昼間)
沖 縄 県	専門学校沖縄統合医療学院					S1846 (夜間)
	専門学校琉球リハビリテーション学院					S1446 (夜間)
	ソーシャルワーク専門学校		S1272			S1274 (通信)
上記に学校名がない場合		T9999				

3 実務経験 区分2・区分3

短期大学等で指定科目を履修して卒業し、社会福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験「相談援助の業務の範囲」（14ページ「1 受験資格と受験申込区分(1)の区分2・区分3に該当する方」）は、次の「実務経験コード番号表」の「(2)施設・職種コード」（25～37ページ）に示した施設（事業）・機関及び職種のとおりです。これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象になりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条（指定施設の範囲）】（52・53ページ参照）
【指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号）別添1】（53～60ページ参照）

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法 人 格（運 営 主 体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	0 1
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	0 2
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	0 3
株式会社、有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコード08）	0 4
特定非営利活動法人（NPO法人）	0 5
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	0 6
その他	0 7
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	0 8

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。（次表の施設種類欄内の番号は、通知の事項番号です。）

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当するものを記入してください。

- ※ 施設・職種ごとの要件の詳細については、通知（53～60ページ）の該当箇所を必ず確認してください。
- ※ 記入要領は48・49ページ参照。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。
例）指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、
「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。
「施設・職種コード」欄は、[2011]のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

児 童 分 野		施設・職種 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童相談所 1-(2)	児童福祉司 1361
		児童心理司 1362
		受付相談員 1363
		相談員 1364
		電話相談員 1365
		児童指導員 1366
		保育士 1367
	母子生活支援施設 1-(3)	母子支援員、母子指導員 1371
		少年指導員（少年を指導する職員） 1372
		個別対応職員 1373
		自立支援担当職員 1374
		保育士 1375
	児童養護施設 1-(4)	児童指導員 1381
		保育士 1382
		個別対応職員 1383
		家庭支援専門相談員 1384
		職業指導員 1385
		里親支援専門相談員 1386
		自立支援担当職員 1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業） 1-(5)	★児童指導員（※2） 1561
		★保育士（※3） 1562
		児童発達支援管理責任者 1563
		心理担当職員 1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕 2-(33)	★児童指導員（※2） 1391
		★保育士（※3） 1392
	知的障害児通園施設 2-(33)	★児童指導員（※2） 1401
		★保育士（※3） 1402
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕 2-(33)	★児童指導員（※2） 1411
		★保育士（※3） 1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕 2-(33)	★児童指導員（※2） 1421
		★保育士（※3） 1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設） 1-(6)	児童指導員 1431
		保育士 1432
		個別対応職員 1433
		家庭支援専門相談員 1434
		自立支援担当職員 1435
	重症心身障害児施設 2-(34)	★児童指導員（※2） 1441
		★保育士（※3） 1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員） 1443
	児童自立支援施設 1-(7)	児童自立支援専門員 1451
		児童生活支援員 1452
		個別対応職員 1453
		家庭支援専門相談員 1454
		職業指導員 1455
		自立支援担当職員 1456
	児童家庭支援センター 1-(8)	相談員 （児童の福祉に関する相談・助言を行う職員） 1461

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1641
		里親等支援員	1642
		里親研修等担当者	1643
		家庭支援専門相談員	1644
		自立支援担当職員	1645
		養親等相談支援員	1646
		市町村連携支援員	1647
		レスパイト・ケア担当職員	1648
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	★指導員（※1）	1571
		★児童指導員（※2）	1572
		★保育士（※3）	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575
		★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
		★指導員（※1）	1571
		★児童指導員（※2）	1572
		★保育士（※3）	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575
		★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
		★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
		児童発達支援管理責任者	1574
		★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
		児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581
		相談支援員	1582
	乳児院	児童指導員	2511
		保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514
		里親支援専門相談員	2515
	医療型児童発達支援を行う施設	★児童指導員（※2）	5211
		★保育士（※3）	5212
		児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	5214
	指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの）	★児童指導員（※2）	2451
		★保育士（※3）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2532
		自立支援担当職員	2533
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	養育支援訪問事業を行っている事業所 2-(91)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く) 2-(92)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2-(93)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2-(94)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2-(95)	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2-(96)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2-(97)	相談支援業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2-(98)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
民 間 あ っ せ ん 機 関	妊婦等包括相談支援事業を行う機関 2-(99)	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関 2-(100)	相談支援業務を行っている職員	5311
民 間 あ っ せ ん 機 関 に 係 る 児 童 の 保 護 等 に 関 する 法 律	民間あっせん機関 2-(101)	養子縁組あっせん責任者	5351
		相談員	5352
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(26)	相談支援業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支地 援域 事生 業活 障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業 2-(23)	相談支援業務を行っている職員	2541

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その の 他	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 2-(29)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(75)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2-(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。			
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員 1011
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012
		介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員 1021
			相談指導員 1023
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022
		介護医療院 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611
	地域包括支援センター 1-(24)	指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031
			包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) 1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員 2221
			計画作成担当者 2222
	法	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(42)、2-(46)	生活相談員 2011

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	指定短期入所生活介護を行う施設 〔基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む〕 2-(42)	生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 〔指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(44)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2911
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕 1-(21)	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
		1- (25)	
		★指導員（※7）	1131
	地域活動支援センター	1- (26)	
	福祉ホーム	1- (27)	
	基幹相談支援センター	2- (83)	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2831
		身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2841
	身体障害者福祉工場	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2851
		★指導員（※7）	2861
		2- (5)	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
		2- (6)	1191
		精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
		2- (6)	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
		2- (6)	1212
	精神障害者福祉ホーム	精神障害者社会復帰指導員	1212
		2- (6)	1221
	知的障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（※7）	1231
		2- (7)	
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	1241
		2- (7)	
		知的障害者通所寮	★生活支援員（※7）
	障害福祉サービス事業	★生活支援員（※7）	1251
		2- (7)	
		生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1271
		サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1281
		サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1294
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1301
		サービス管理責任者	1302
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1303
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
		1- (28)	1622
	自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者	1631
		1- (28)	1632
	療養介護を行う施設	2- (32)	
	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	1261
	2- (32)	相談援助業務を行っている職員	2341

障 害 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業を行う施設 1-(29)		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業を行う施設 1-(30)		相談支援専門員	1601
			相談支援員	1602
	指定相談支援事業を行う施設 2-(35)		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(15)		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(67)		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
注意事項				
(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)				
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。				

障害者分野				施設・職種コード
施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(68)		障害者職業カウンセラー	2471
			障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター 2-(69)		職場適応援助者	2482
			改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者雇用支援センター 2-(71)		主任職場定着支援担当者	2503
			主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			生活支援担当職員	2504
	障害者就業・生活支援センター 2-(73)		精神・発達障害者雇用サポーター	2981
			障害学生等雇用サポーター	2982
職業安定法	公共職業安定所 2-(74)		精神・発達障害者雇用サポーター	2981
その他	知的障害者福祉工場 2-(16)		相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)		相談援助業務を行っている職員	2331

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他の	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(39)	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(70)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

その他の分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医療法	病院・診療所 1-(12)	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設 1-(16)	生活指導員	1491
	更生施設 1-(16)	生活指導員	1501
	授産施設 2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設 2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-(65)	就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所 2-(66)	支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所 2-(66)	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所 2-(66)	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所 2-(66)	居住支援員	5391
		生活支援員	5181
	日常生活支援住居施設 2-(86)	生活支援提供責任者	5182

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所	就労支援員	2943
		就労支援準備担当者	2944
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
		住まい相談支援員	2946
	子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所 2-(63)	子どもの学習・生活支援事業従事者のうち 相談援助業務を行っている職員	2947
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489
	1-(17)	生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401
		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403
	隣保館 2-(9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 2-(10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会 2-(11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2633
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター 2-(89)	女性相談支援員	5201

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1541
母子 保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
並びに 母子及び父子 寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事 収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年 院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
鑑別 少年 所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生 保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生 保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判 所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者 補償 保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病 医療等 に関する 法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後 見制度 の促進 に関する 法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	就業支援事業を行っている施設 〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業〕 実施要綱に基づく事業 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 実施要領に規定する事業 2-(55)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている専任の職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(77)	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5161
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
	若年被害女性等支援事業を行う事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(102)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、60ページ「4（1）認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過のデイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

区分2

区分3

Ⅱ 受験資格

区分1

区分2

区分3

区分4

区分5

Ⅲ 記入要領

Ⅲ 提出書類と記入要領

1 すべての受験申込者が提出するもの

(1) 受験申込書

記入例

使用する筆記具 **HBの鉛筆** 第38回社会福祉士国家試験受験申込書 記入方法「受験の手引」参照ページ 38・39ページ

フリガナ	フク シ	タ ロウ	※ 整理番号
氏 名	(姓) 福 社	(名) 太 郎	この欄には記入しないでください。
生 年 月 日	☐ 昭和 ☒ 平成	15 年 10 月 01 日	性 別 ☒ 男 ☐ 女 (※任意選択)
郵便番号	150-0002	本 籍 地 (外国の国籍の場合はその国籍)	東京 (都道府県) 本籍地コード 13
フリガナ	トウ キョウト シバ ヲク シバ ヲ	〇〇マンション	
現 住 所 受験票は現住所に送付します。	東京 (都道府県) 渋谷区渋谷 1-5-6	〇〇マンション〇号室	
電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000
希望試験地	北海道 ☐ 青森県 ☐ 岩手県 ☐ 宮城県 ☐ 埼玉県 ☐ 千葉県 ☐ 東京都 ☒ 神奈川県 ☐ 新潟県 ☐ 石川県 ☐ 岐阜県 ☐ 愛知県 ☐ 京都府 ☐ 大阪府 ☐ 兵庫県 ☐ 鳥根県 ☐ 岡山県 ☐ 広島県 ☐ 香川県 ☐ 愛媛県 ☐ 福岡県 ☐ 熊本県 ☐ 鹿児島県 ☐ 沖縄県 ☐		
受験申込者は、該当する受験申込区分の ☐ を塗りつぶしてください。		申込時の提出書類 (受験資格確認書類)	
受 験 申 込 区 分	☒ 区分1	大学等「指定科目」	受験申込区分ごとに提出書類が異なります。 ※「受験の手引」P1参照
	☐ 区分2	短大等「指定科目」(3年制)+実務経験(1年以上)	
	☐ 区分3	短大等「指定科目」(2年制)+実務経験(2年以上)	
	☐ 区分4	短期養成施設、一般養成施設	
	☐ 区分5	過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方	
7	精神保健福祉士であって試験科目免除申請	☐ あり ☒ なし	試験科目免除申請をする方は、次のいずれかの証明書の提出が必要 ・精神保健福祉士登録証の写し ・精神保健福祉士登録済申出書
8	精神保健福祉士との同時受験	☐ あり ☒ なし	精神保健福祉士の受験申込書類送付用封筒に社会福祉士受験申込書類を同封
9	障害等のある方の受験上の配慮の希望	☐ あり ☒ なし	別途、申請手続きが必要 ※「受験の手引」P7・8参照

⑦⑧⑨は「あり」または「なし」のどちらかを塗りつぶしてください。

上記により、社会福祉士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和7年 9 月 10 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

本籍地コード

01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 宮城県 05 秋田県 06 山形県 07 福島県 08 茨城県 09 栃木県 10 群馬県 11 埼玉県 12 千葉県 13 東京都 14 神奈川県 15 新潟県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 19 山梨県 20 長野県 21 岐阜県 22 静岡県 23 愛知県 24 三重県 25 滋賀県 26 京都府 27 大阪府 28 兵庫県 29 奈良県 30 和歌山県 31 鳥取県 32 島根県 33 岡山県 34 広島県 35 山口県 36 徳島県 37 香川県 38 愛媛県 39 高知県 40 福岡県 41 佐賀県 42 長崎県 43 熊本県 44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 沖縄県

【外国の国籍の方】
48 その他

◆ HB の鉛筆で記入してください。

※ボールペンで記入した場合で、記入した内容に誤りがない場合はそのまま提出してください。誤りがある場合は、修正液等を使用して消したあと、ボールペンで書き直してください。

◆ すべての項目を記入してください（整理番号を除く）。

◆ 「□」は塗りつぶしてください（例：□⇒■）。

新字体と旧字体等の違い（例：渡辺／渡邊）はどちらの字を用いても構いません。
なお、受験票は新字体で作成される場合があります。

〔外国の国籍を有する方で通称名（日本名）をお持ちの場合は、住民票に記載されている「氏名（アルファベット等）」または「通称名（日本名）」のいずれかを記入してください。〕

※ 社会福祉士として登録する際は、住民票に記載されている氏名または氏名と通称名（日本名）の併記のいずれかでの登録となります。通称名（日本名）のみの登録はできません。

数字は2ケタで記入してください（例：「1」⇒「01」）

本籍地コードは、右側の本籍地コードを参照してください。

外国の国籍の場合、本籍地欄には住民票に記載されている国籍を記入し、本籍地コードは「48」と記入してください。

「受験票」及び「試験の結果通知」等は、すべて現住所に郵送します。

記入が不正確だと、郵便物が届かず受験できなくなる場合があります。

希望試験地1ヶ所の□を塗りつぶしてください。

申込時の希望試験地を変更することはできません。

該当する区分をよく確認し、□を塗りつぶしてください。

過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方は、**区分5**の申込区分□だけを塗りつぶしてください。

「精神保健福祉士であって試験科目免除申請」をする場合は、「あり」の□を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「試験科目の免除」は行われません（6ページ参照）。

「精神保健福祉士との同時受験」をする場合は、「あり」の□を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「同時受験」とはなりません。

なお、精神保健福祉士国家試験を同時に受験する場合には、別途、精神保健福祉士国家試験の受験申し込みが必要です（5ページ参照）。

「障害等のある方の受験上の配慮の希望」をする場合は、「あり」の□を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」の□を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「受験上の配慮」は行われません。また、塗りつぶしていても「配慮申請書」の提出がない場合、「受験上の配慮」は行われません。

受験上の配慮を希望する方（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等）は、別途、配慮申請書類の提出が必要です（7・8ページ参照）。

(2) **受験手数料払込受領証貼付用紙** 【払込期限：令和7年10月3日(金)】

受験手数料は、指定の「コンビニエンスストア等専用払込票」（3種類のうち、該当するいずれか1枚のみ）を使用して払い込み、その右端の「A 払込受領証」の原本を「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付けで貼り付けてください（コピー不可）。

受験手数料の払い込みについて

- ① 受験手数料は、精神保健福祉士との同時受験の有無、共通科目免除申請の有無によって、下記の表のとおり金額が異なります。よく確認のうえ、払い込んでください。

受験種類	受験手数料
① 社会 一般 受験者 (共通科目+社会専門科目) ※ 以下、②③に該当しない方。	19,370円
② 社会・精神 同時 受験者 (精神保健福祉士と同時受験) ※ 別途、精神保健福祉士受験手数料 19,520円が必要となります。	16,840円
③ 社会 共通科目免除 受験者 (社会専門科目のみ受験) ※ 精神保健福祉士の登録を受けている方。	16,230円

- ② 令和7年10月4日（土）以降の受領日附印が押印された「A 払込受領証」では受け付けできません。
- ③ 払い込みに必要な「払込手数料」は、払込者負担となります。
- ④ 「払込人氏名」欄は、受験申込者本人の氏名をボールペンで記入してください。
- ⑤ 払い込み後、「A 払込受領証」にコンビニエンスストア等の受領日附印が押印されていることを確認してください（受領日附印が押印されていないものでは受験申し込みを受け付けできません）。
- ⑥ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。「A 払込受領証」はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。
- ⑦ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません（52ページ法第9条第2項の規定による）。
- ⑧ コンビニエンスストア等で払い込みができない場合は、42ページを確認して、受験手数料を払い込んでください。

(注意)

インターネットによる受験申し込み（50ページ参照）をする方は、『受験の手引』に同封されている「コンビニエンスストア等専用払込票」または「金融機関の窓口等」で受験手数料を支払うことはできません。

【記入例】 3種類のうち、該当するいずれか1枚のみ使用し払い込む。

① 社会一般受験者用

※ボールペンで
記入してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 40～42 ページ	請求番号	99999999999999999999	本人情報
使用する 記録 記録	ボールペン	※受験料が返却まで償還してください。		

社 会 一 般 受 験 者 用

第38回社会福祉士国家試験 受験手数料払込票
【払込期限：令和7年10月3日（金）】

この払込票は、社会福祉士 **一般受験者用**です。

共通科目免除・同時受験で申し込む場合は、**別の払込票**をお使いください。

「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付け

ミシン目に沿って切り取る

[illegible]

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 40～42 ページ	試験センター提出
使用する 筆記用具	ボールペン	社会 一般 受験者 用

ミシン目に沿って切り取る

[illegible]

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A 払込受領証」のコピーでは受付できません。

- ・「A払込受領証」の
コピーでは受付でき
ません。

② 社会・精神 **同時** 受験者用

※ボールペンで
記入してください。

☐ 入会方法 ☐ 入会費 ☐ 入会書 ☐ 入会書 ☐ 入会書	【資格の条件】 40～42歳未満 ボールペン	請求番号 99999999999999999999 ※受験料が口座へ入金させていただきます。	本人保管
---	------------------------------	--	------

社会・精神 同時受験者用

第38回社会福祉士国家試験 受験手数料払込票

【払込期限：令和7年10月3日（金）】

この払込票は、社会福祉士と精神保健福祉士の受験手数料19,520円（税込）の払込券です。
 別添「精神保健福祉士の受験手数料19,520円（税込）の払込券」を併せて提出してください。
 ※「社会福祉士の受験手数料19,520円（税込）の払込券」は、この払込票と併せて提出してください。

「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付け

ミシン目に沿って切り取る

[illegible]

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 40～42ページ	試験センター提出
使用する 筆記具	ボールペン	社会・精神 同時 受験者用

ミシン目に沿って切り取る

(同時受験者用)
私学受験者用
福祉大 太郎
福祉大太郎株式会社代表取締役

氏名
 住所
 電話番号
 受験希望の学部・学科
 受験希望のコース
 受験希望の試験科目

請求番号 99999999999999999999

※ **受験料と試験料の準備は、12月17日(金)迄の「受験料」に同封します。**
【私学受験者用】は20円として、その「コース」を「受験料」が無くまで控出して下さい。

受検申込書
 25.9.10

福祉大 太郎

目下連絡のとれる電話番号

商業試験番号	090-0000-0000
電話受付番号	03-0000-0000 (番号全読サービス)

(注意)① 受験料と試験料の記載内容の確認、試験事務の都合で連絡する必要があることがあります。② 科目別に連絡のとれる番号を記入して下さい。
 ③ 受験料と試験料の支払いは、(1)にそのお振込み先を記入してください。

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A 払込受領証」のコピーでは受付できません。

- ・「A払込受領証」の
コピーでは受付でき
ません。

③ 社会 共通科目免除 受験者用

※ボールペンで記入してください。

記入方法 詳細ページ	「受験の申し込み」 40～42ページ	請求番号	999999999999999999999999	本人保管
受取 方法	ポータルページ	※受験料が口座へ入金させていただきます。		

社会共通科目免除受験受取用

第38回社会福祉士国家試験 受験手数料払込票

【払込期限：令和7年10月3日（金）】

この払込票は、精神保健福祉士の登録を受けている方で、
精神保健福祉士のうち**共通科目を免除する受験用**です。

一般受験で申し込む場合は、一般受験用紙をお使いください。

「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付け

ミシン目に沿って切り取る

コンビニエンスストア等専用払込票 (本部提出用)		B払込票 (店舗控)		A払込受領証	
公益財団法人社会福祉振興・試験センター		公益財団法人社会福祉振興・試験センター		公益財団法人社会福祉振興・試験センター	
(住所は必ず記入してください)		(住所は必ず記入してください)		(住所は必ず記入してください)	
氏名 福祉 太郎		氏名 福祉 太郎		氏名 福祉 太郎	
第 3 回 社会福祉士国家試験 (内務科試験)		第 3 回 社会福祉士国家試験 (内務科試験)		第 3 回 社会福祉士国家試験 (内務科試験)	
試験日期 平成 7 年 9 月 1 日 (9 月 10 日 昼)		試験日期 平成 7 年 9 月 1 日 (9 月 10 日 昼)		試験日期 平成 7 年 9 月 1 日 (9 月 10 日 昼)	
住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1		住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1		住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	
郵便番号 〒100-0001		郵便番号 〒100-0001		郵便番号 〒100-0001	
印		印		印	
コンビニ 25.910		コンビニ 25.910		コンビニ 25.910	

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 40～42 ページ	試験センター提出
使用する 備え付け	ボールペン	社会 共通科目免除 受験者用

ミシン目に沿って切り取る

〔共通科目免除除開〕

私学試験受給証

試験番号 03-0000-0000

福祉 太郎

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

1 2 3 1 0

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

コンベィ

25.9.10

請求番号 99999999999999999999

※ **受験手数料の受領証明は、12月12日(金)迄の「受験履歴」に印字されます。**

【私学試験受給証に記入された、そのコードを印刷部（右）に必ず記載してください。】

受験申込書に記入する場合は、1.) 印字された番号を記入してください。

受験申込書氏名 福祉 太郎

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A 払込受領証」のコピーでは受付できません。

・「A払込受領証」の
コピーでは受付でき
ません。

コンビニエンスストア等で払い込みができない場合

下記のとおり、受験手数料を払い込んでください。

- ① 金融機関備え付けの払込用紙またはA T Mを使用し、下記の口座に該当の受験手数料を払い込んでく
ださい。

※ インターネットバンキングは、使用できません。

- ② 払い込みに必要な「**払込手数料**」は、**払込者負担**となります。
- ③ 払込人氏名は、受験申込者本人の氏名を記入または入力してください。
- ④ 窓口で渡された受領証等またはA T Mから発行された明細書等の**原本**を、「受験手数料払込受領証貼付
用紙」に全面のり付けで貼り付けてください（コピー不可）。
- ⑤ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。窓口で渡された受領証・
ATMから発行された明細書等はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。

受験種類	受験手数料	振込先	口座名
① 社会 一般 受験者 (共通科目+社会専門科目) ※ 以下、②③に該当しない方。	19,370円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047905	公益財団法人 社会 福祉振興・試験セ ンター
② 社会・精神 同時 受験者 (精神保健福祉士と同時受験) ※ 別途、精神保健福祉士受験 手数料19,520円が必要となり ます。	16,840円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047918	
③ 社会 共通科目免除 受験者 (社会専門科目のみ受験) ※ 精神保健福祉士の登録を受 けている方。	16,230円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047921	

(3) 受験用写真等確認票

写真貼り付け欄に、顔写真を貼り付けてください。

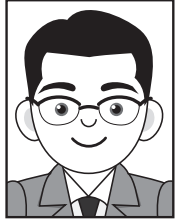
提出書類は、提出書類チェック表により提出漏れがないか□を塗りつぶしてください。

HBの鉛筆を使用してください。

※ボールペンで記入してしまった場合

① 内容に誤りがない場合は、そのまま提出してください。

② 内容に誤りがある場合は、修正液等を使用して消したあと、ボールペンで正しく書き直してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 44ページ	第38回社会福祉士国家試験 受験用写真等確認票		※ 整理番号	
使用する 筆記具	HBの鉛筆			この欄には記入しないでください。	
フリガナ	フク シ タ ロウ	生年	□昭和		
氏 名	福祉 太郎	月日	■平成 15年 10月 1日		
撮影年月	令和 07年 08月	提出書類チェック表		該当する区分の □を塗りつぶしてください。	
 写真を貼り付けてください。	手 順		区分1	区分2	区分3
	A 「受験の手引」1ページで、受験申込区分を確認する。		大学等 (指定科目)	短大等 (指定科目) (1年以上)	短大等 (指定科目) (2年以上)
	B 提出書類を集めてから、このチェック表の□を鉛筆で塗りつぶす。		↓	↓	↓
	C 戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)等、提出する必要がないものは、塗りつぶしは不要。		↓	↓	↓
			↓	↓	↓
		区分4	区分5		
		一般養成施設	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方		
		↓	↓		
		↓	↓		
		↓	↓		

【注意事項】

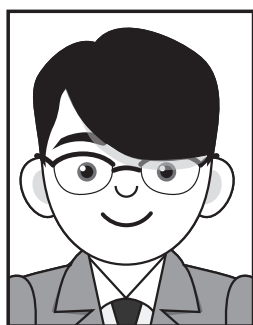
1 写真は、試験当日の本人確認に使用します。写真がない場合、受験の申し込みができません。

2 写真の規格等 (①～⑥に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください)

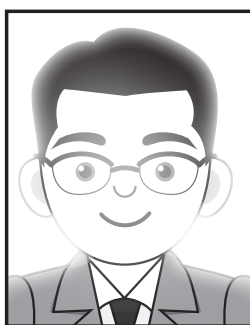
- ① 受験申し込み前6か月以内
- ② カラー写真、パスポート(旅券)サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
- ③ 正面を向き、肩から上、脱帽
- ④ 両目が開いていて、目がはっきりと見える
- ⑤ 写真裏面に氏名を記入
- ⑥ 宗教上の理由または医療上の理由で、ヘアバンドや装飾品の着用は可

※ その他、写真についての注意事項が「受験用写真等確認票」裏面にありますので、確認してください。

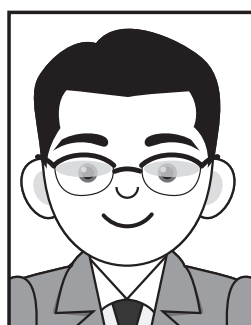
【鮮明でない写真の例】



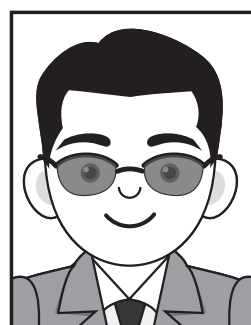
髪が目にかかっている



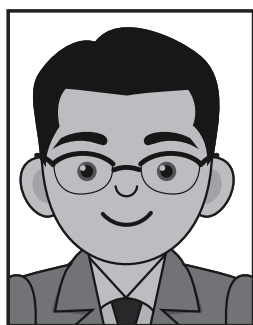
人物と背景の境界が不明瞭



照明がメガネに反射している



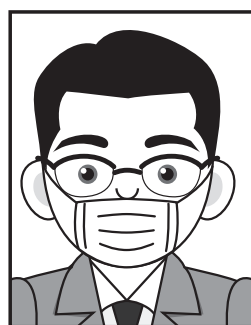
濃いメガネ



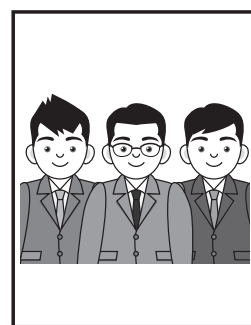
顔写真に影



ピンボケ



マスクをしている



複数人が写っている

(4) 送付用封筒

【注意事項】

- ※ 受験申込書類を提出する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
- ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は、11ページ⑦を参照してください。

【記入例】

この郵便番号と「渋谷郵便局留」のあて先は、令和7年9月4日（木）から10月3日（金）までの受験申し込み専用です。

この封筒は受験申し込み時のみ使用可能です。

住所、氏名を正確に記入してください。

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6
〇〇マンション〇号室

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
試験室 御中

第38回社会福祉士国家試験受験申込書在中

東京都渋谷郵便局留

150-8681

【ポスト投函禁止】
切手を貼り付けてください。
必ず郵便局の窓口へ差し出してください

（注意）令和7年10月3日（金）までの消印のあるもの（注）に限り受け付けます。それ以降この封筒は使用できません。

必ず郵便局の窓口へ差し出してください（5ページ参照）。
控えは大切に保管してください。

いづれかの□を塗りつぶしてください。

試験科目免除申請をする場合は、□を塗りつぶしてください。

受験申込区分 (該当する区分の□を塗りつぶしてください)	
☒ 区分1	大学等 [指定科目]
☐ 区分2	短大等[指定科目](3年制) + 実務経験(1年以上)
☐ 区分3	短大等[指定科目](2年制) + 実務経験(2年以上)
☐ 区分4	短期養成施設 一般養成施設
☐ 区分5	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方

精神保健福祉士であって 試験科目免除申請 ☐ あり	
(試験科目免除を申請する場合は、 ☐ を塗りつぶしてください)	

※1 この封筒は、ボールペンで記入してください。
※2 受験申込書を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。

2 区分1・区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書 (指定様式: 63~67ページ)

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学校長等の証明権限を有する代表者から発行されたものを必ず提出する必要があります。③成績証明書ではありません。

◆入学(編入学を含む)年度により、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

令和3年4月入学者から適用の指定科目	→	63ページ
平成21年4月から令和3年3月までの入学者に適用の指定科目	→	65ページ
平成21年3月までの入学者に適用の指定科目	→	67ページ

記入例

令和3年4月入学者から適用の指定科目

区分1・区分2・区分3

第38回社会福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・社会福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)第1条

①

②

フリガナ	フク シ タ ロウ	生 年 月 日	
氏 名	福 社 太 郎	昭和 15 年 10 月 1 日 生	
学部・学科・コース	社会福祉学部 社会福祉学科	平成	
入 学 年 月	令和 4 年 4 月	卒業(見込)年月	
		令和 8 年 3 月	
指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 医学概論	履修	医学概論Ⅰ 医学概論Ⅱ	読替通知の範囲
2 心理学と心理的支援	履修	ひとつの指定科目を複数の科目で読み替えている場合でも、「履修状況」欄は1マスで「履修」または「免除」としてください。	
3 社会学と社会システム	履修		
4 社会福祉の原理と政策	履修		
5 社会保障	履修	社会保障論Ⅰ & Ⅱ	読替通知の範囲
6 権利擁護を支える法制度	履修		
7 地域福祉と包括的支援体制	履修	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	令和〇年〇月〇日 社援基発第〇号
8 高齢者福祉	履修		
9 障害者福祉	履修		
10 児童・家庭福祉	履修		
11 貧困に対する支援	履修		
12 保健医療と福祉	履修		
13 刑事司法と福祉	履修		
14 ソーシャルワークの基盤と専門職	履修	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	読替通知の範囲
15 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	履修	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	読替通知の範囲
16 ソーシャルワークの理論と方法	履修		
17 ソーシャルワークの理論と方法(専門)	履修		
18 社会福祉調査の基礎	履修		
19 福祉サービスの組織と経営	履修		
20 ソーシャルワーク演習	履修		
21 ソーシャルワーク演習(専門)	履修		
22 ソーシャルワーク実習指導	履修		
23 ソーシャルワーク実習	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 「20」「22」「23」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
3 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業した ☒ 修めて卒業する見込みであることを証明します。

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和7年9月20日

大学等確認申請の有無(※)	有	無
確認番号	〇〇厚発第〇〇号	
確認年月日	平成(令和)〇年〇月〇日	

(※) 社会福祉に関する科目を定める省令 第5条第1項

所在地 東京都渋谷区渋谷〇-〇

大学等名 渋谷福祉大学

大学等代表者氏名 渋谷 五 郎

学校コード番号

〇	〇	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---	---

渋谷福祉大学学長印

受験を申し込む方へ

受験申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず提出してください（1ページ⑩参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。

《「免除」について》

- (1) 「20 ソーシャルワーク演習」は、精神保健福祉士の指定科目「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、免除することができます。（「社会福祉に関する科目を定める省令」第2条第2項参照）
- (2) 「22 ソーシャルワーク実習指導」と「23 ソーシャルワーク実習」は、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した後に入学する者については、免除することができます。（「社会福祉に関する科目を定める省令」第1条参照）

※「20 ソーシャルワーク演習」、「22 ソーシャルワーク実習指導」、「23 ソーシャルワーク実習」の「履修状況」欄は、「履修」または「免除」のいずれかを印字することとして差し支えありません。

①

氏 名： フリガナを忘れずに記入してください。
 生 年 月 日： 元号を使用してください。（西暦不可）
 学部・学科： 在籍する（した）学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した（または卒業見込の）年月を記入してください。（例えば、来春卒業する方は「令和8年3月」（卒業見込）となります。）
 また、年号は、元号を使用してください。（西暦不可）
 同じ学校内で他学部・他学科から指定科目が履修できる学部・学科に転籍した場合は、入学年月ではなく、転籍した年月を記入してください。

③

履修した・または免除された（見込を含む）科目：「履修」または「免除」の文字を○で囲んでください。
 履修していない・免除されていない科目：「履修」または「免除」の文字を二重線で消してください。
 または、空欄にしてください。
 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「指定科目」と異なる場合には、開講科目名を記入してください。
 「指定科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入し、原則、2科目以降は科目ごとに枠内で改行するか、科目間を「&」でつないでください。
 なお、各指定科目の間の枠線は消さないでください。
 開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。
 開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限ります。これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。
 厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方に✓点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

3 区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（指定様式：71～81ページ）

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等に作成を依頼してください。

◆施設等の種類によって、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

A	以下のB,C以外の施設・事業所・機関	→ 71・73ページ
B	病院・診療所 (指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員は、上記Aを使用してください)	→ 75・77ページ
C	市(区)町村社会福祉協議会 (社協が運営する施設(事業)職員は、上記Aを使用してください)	→ 79・81ページ

記入例

施設・事業所・機関職員用

区分 2

区分 3

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

① (証明書作成日) 令和 07 年 09 月 11 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の名称	社会福祉法人 振興会	法人格コード	③
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇	0 2	
電話番号	03-3486-7521	之会法人社会福祉振興社 理事長印	④
代表者	役職 氏名 理事長 厚生次郎		
⑤ 証明書作成者	所属・役職等 氏名 総務課主任 山田三郎		

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フク シ アイ	生 年 月 日	
⑥ 氏 名	福 社 愛	☐ 昭和 13 年 11 月 1 日生 ☒ 平成	
⑦ 施設・事業所・機関 の 名 称	厚生苑		
⑧ 施設(事業)等種類	指定介護老人福祉施設	施設・職種コード	
職 種	生活相談員	1 0 1 1	
⑨ 従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 06 年 04 月 01 日から ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 08 年 03 月 31 日まで 受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業生→1年以上、2年制短大等卒業生→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。		

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

受験を申し込む方へ

- (1) 1か所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算（合算）することで受験資格を満たせば受験申し込みができます。
この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となります。
- (2) 施設または事業所の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に試験センターへお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」の実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、実務経験コード番号表及びこの証明書の作成要領等）を示してください。
- (4) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず提出してください（1ページ⑩参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

施設・事業所・機関の方へ（証明書作成時の注意事項）

- (1) 実務経験コード番号表（24～37ページ）を必ず確認し、注意事項等を含め、実務経験に該当している場合に証明書を作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 受験申し込み時（証明書作成時）に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください（例えば、令和8年3月31日に受験資格を満たす予定がある場合は、令和8年3月31日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください）。
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、受験資格に必要な従業期間が満たされた時点で直ちに確定した証明書を再交付してください。（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（52ページ法第8条参照）。また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペン等は使用しないでください。
- (7) 「令和1年」は「令和元年」の記載でも可。

①

必ず記入してください。

②

ゴム印可。

実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者自身である場合、受験申込者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出してください。

なお、この場合、「証明書作成者」欄は、受験申込者以外の第三者が作成するようにしてください。

③

24ページを参照し、コード（2ケタ）を記入してください。

④

証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

⑤

実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）が記名してください。

⑥

氏 名： 結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。

（受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）が必要です。）

生年月日： 年号の□は、どちらかを塗りつぶしてください。

⑦

受験申込者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。（法人名ではありません。）

⑧

施設（事業）等種類： 具体的な固有名称ではなく、25～37ページを参照し、施設・事業等の種類を記入してください。（通知の事項番号は記入しません。）

職 種： 25～37ページを参照し、受験申込者が発令されている実務経験として認められる職種を記入してください。

ただし、25～37ページの実務経験として認められる職種が「相談援助業務を行っている〇〇」となっている施設（事業）等種類においては、職種欄にそのまま記入してください。

施設・職種コード： 25～37ページを参照し、コード（4ケタ）を記入してください。

※注意事項等を含め、実務経験に該当しているかを必ず確認してください。

⑨

実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。

証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください。（令和8年3月31日まで算定可能です。）

4 区分5 の受験申込者が提出するもの

受験資格確定済申出書 (指定様式：83ページ)

過去の試験（第10回～第37回）で受験票を受け取った方のうち、確定した証明書を提出した方（15ページ（3）参照）は、「受験資格確定済申出書」（83ページ）を提出することにより、卒業証明書等の提出に代えることができます。

「受験資格確定済申出書」の作成にあたっては、次の注意事項等を読み、記入例を参考にして記入してください。

「受験資格確定済申出書」で受験申し込みできる方（証明書の提出が不要な方）は、インターネットから受験申し込みをすることが可能です。詳しくは、試験センターホームページ（<https://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>）をご確認ください。



【注意事項】

- 過去に受験資格見込みで受験票を交付された方で、その後受験資格が確定した証明書を提出していない方は、この申し出はできません。
- 過去に受験した方であっても、改めて「受験申込書」等を提出する必要があります。
- 今回の受験申込書と「受験資格確定済申出書」に貼り付けた受験票等の氏名が異なっている受験申込者は、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず添付してください。
※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。
- 第10回以降の受験票（または結果通知）を紛失した場合は、氏名、生年月日を記入すれば受験票等を貼り付ける必要はありません。

【記入例】

記入方法	「受験の手引」
参照ページ	50ページ
使用する筆記具	ボールペン

区分 5

第38回社会福祉士国家試験

受験資格確定済申出書

※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です（必要書類については、1ページ参照）。

私は、過去に行われた社会福祉士国家試験（第10～37回試験）において、受験資格が確定しています。つきましては、第38回社会福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。

令和 7 年 9 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

受験票と同じ氏名を記入してください。	フリガナ
	フクシ ハナコ
氏名	福祉花子
生年月日	☐ 昭和 12 年 2 月 10 日 ☒ 平成

（氏名に変更がある場合は、※1参照）

申出書を作成した日付を記入してください。

氏名は過去の受験票等と同じ氏名を記入してください。

※1 氏名に変更がある場合は、受験票と同じ氏名を記入し、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず一緒に提出してください。 ※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。

※2 過去に「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」を同時に受験した方が、今回も同時に受験する場合は、この書面に受験票を貼り付けて提出してください。

この場合、「精神保健福祉士」の申出書（受験票貼り付けなし）も提出する必要があります。

第37回社会福祉士国家試験受験票 (一般受験者)

受験番号	S 131-999999
氏名	福祉花子
試験会場	〇〇大学
試験日	令和 7 年 2 月 2 日 (日)
試験客への入室時間	(午前) 8時30分～9時15分 (午後) 13時40分～14時25分 ※入室の証明がありますので、上記時間内に必ず入室してください。
試験時間	(午前) 10時00分～12時35分 (午後) 14時10分～15時35分 ※試験の成績を印刷した場合は、午後の試験は受験できません。

【注意】下の欄に初めて提出する書類を印刷する場合は、受験票は提出しますが、提出期限までに記載されている書類を提出しない場合は、試験は開始となり、結果通知は送られません。

※提出方法：「受験の手引」111ページ参照（試験会場では受付できません）。

受験申込区分 ↓ 改めて提出する書類 ※次の欄に貼付が後の期間です。

受験資格
確定

提出する書類はありません。

受験票（結果通知でも可）を受験番号がおもてになるように貼り付けてください。受験票を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

Ⅳ 資 料

社会福祉士国家試験関係法令

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

附則（平成19年12月5日）**第3条**

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。(平成24年12月4日で期間終了)
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
- 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】**（受験手数料）**

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、19,370円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、19,370円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】**（令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）**

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては16,230円とし、前項に規定する場合にあっては16,840円とする。

○「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）**（指定施設の範囲）**

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 削除
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設

十三の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において定められているところですが、**各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等**及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については、それぞれ別添1及び別添2に示すとおりとなりますので、参考までに通知します。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務 経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所においては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項及び第4項並びに第30条第1項において準用する第33条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）、少年を指導する職員、個別対応職員及び保育士、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日子発0308第4号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員、「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項並びに第63条第1項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにおいては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する里親支援センターにおいては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員、「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日付け児発第450号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に基づく市町村連携支援員及びレスパイト・ケア担当職員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第54条の6第1項第1号、第3項、第66条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第71条の3第1項第1号及び第3項に規定する障害福祉サービス経験者
- (11) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設においては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

- (12) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の6（第33条の4において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
- イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
- ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
- エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (14) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (15) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (16) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員、第55条の10第1項から第4項に規定する、子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
- (18) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性相談支援センターにあつては、「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発0318第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2に規定する相談支援員又は心理支援員並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員
- (19) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性自立支援施設にあつては、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (20) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (22) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

- 基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）、並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項並びに第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項に規定する生活支援員、同令第64条第1項第2号、第65条第1項第2号及び第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員（相談援助を行う場合に限り）及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (29) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (30) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
 - ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - ・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - ・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
 - ・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
 - ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
 - ・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
 - ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要綱）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員

- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
 ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行う施設
 ・相談援助業務を行う職員
- (13) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設
 ・児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
- (14) 児童福祉法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
 ・児童指導員及び保育士
- (15) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
 ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (16) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 ・相談援助業務を行っている指導員
- (17) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
 ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
- (18) 更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 ・保護観察官、社会復帰調整官
- (19) 更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
 ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (20) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
 ・相談援助業務を行っている指導員
- (21) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日付け児発第514号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター
 ・相談援助業務を行っている職員
- (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
 ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の8第1項に規定する相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員
- (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
 ・相談支援業務を行っている職員
- (24) 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第211号）別紙（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「就業支援事業」を行っている施設
 ・相談援助業務を行っている相談員
- (25) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
 ・相談援助業務を行っている職員
- (26) 「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
 ・相談支援業務を行っている職員
- (27) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙（母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱）に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
 ・母子・父子自立支援プログラム策定員
- (28) 「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第214号）別紙（ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱）に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
 ・就業支援専門員
- (29) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
 ・児童指導員及び保育士
- (30) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
 ・相談援助業務を行っている職員
- (31) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
 ・相談援助業務を行っている職員
- (32) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
 ・相談援助業務を行っている職員
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
 ・児童指導員及び保育士
- (34) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
 ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員

- (35) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員
- (36) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11（3）に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員
- (37) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-111-1（4）に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (40) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (41) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-18（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「障害者等の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (42) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
・生活相談員
- (43) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設
・支援相談員
- (44) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設
・オペレーター
- (45) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設
・オペレーションセンター従業者
- (46) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）
・生活相談員
- (47) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設
・介護支援専門員
- (48) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

- ・生活相談員及び介護支援専門員
- (49) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所
 - ・介護支援専門員
- (50) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は 同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業 所
 - ・担当職員
- (51) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス
 - ・生活援助員
- (52) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等
 - ・相談援助業務を行っている生活援助員
- (53) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (54) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
- (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添32（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (59) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
 - ・生活相談指導員
- (60) 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号）別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日付け老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (62) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成22年1月28日付け社援発0128第1号）別添1（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (63) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所、同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所及び同法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住まい相談支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）及び子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員
- (64) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（令和5年5月22日社援発0522第1号）別添7（地域居住支援事業実施要領）に基づき地域居住支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (65) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (66) 生活保護法第55条の10第1項に規定する、子どもの進路選択支援事業、第2項に規定する、被保護者就労準備支援事業、第3項に規定する被保護者家計改善支援事業及び第4項に規定する被保護者地域居住支援事業を行っている事業所
 - ・子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
- (67) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター
 - ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター
 - ・障害者職業カウンセラー
- (69) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター
 - ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号若しくは第3号イに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (71) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター
 - ・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (72) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
 - ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (73) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター
 - ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (74) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所
 - ・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (75) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について（通知）」（平成25年3月29日付け24文科生第770号）による改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関
 - ・スクールソーシャルワーカー
- (76) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター
 - ・難病相談支援員
- (77) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
 - ・支援コーディネーター
- (78) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (79) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）（以下「旧母子保健法」という。）第22条に規定する母子健康包括支援センター
 - ・旧母子保健法同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (80) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (82) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (83) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく基幹相談支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (84) 裁判所法に基づく家庭裁判所
 - ・家庭裁判所調査官
- (85) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
 - ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」（平成29年5月22日付け健発05 22第1号）に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (86) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条に規定する医療的ケア児支援センター
 - ・医療的ケア児等コーディネーター
- (87) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
 - ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (88) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
 - ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (89) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成十三年法律第三十一号）第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
 - ・同法第4条の女性相談支援員
- (90) 「官民協働等女性支援事業の実施について」（令和7年4月22日付け社援発0422第1号）に基づく官民協働等女性支援事業を行っている事業所及び、同通知により廃止された「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日付け社援発0329第82号）別紙（若年被害女性等支援事業実施要領）に基づく若年被害女性等支援事業を行う事業所
 - ・相談援助業務又は自立支援を行っている職員
- (91) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
 - ・「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第33号）別紙（養育支援訪問事業実施要綱）に基づく訪問支援者

- (92) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（児童遊園を除く。）
 - ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する職員のうち相談援助業務を行っている者
- (93) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (94) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所
 - ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
- (95) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
 - ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員
- (96) 児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
 - ・「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第107号）別添（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）に規定する訪問支援員
- (97) 児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (98) 児童福祉法第10条第2第2項に規定するこども家庭センター
 - ・児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
 - ・母子保健法第22条第1項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
 - ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員
- (99) 児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業を行う機関
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (100) 児童福祉法第10条の3第1項に規定する地域子育て相談機関
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (101) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第2条第5号に規定する民間あっせん機関
 - ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第36条第1項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）第7の1（1）に規定する相談員
- (102) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（101）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）に従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2（102）の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

- (1) 認定基準
 - ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
 - イ 上記1及び2の（1）から（101）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
- (2) 認定の手続
 - ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（102）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
 - イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（抄）

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

- (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。
 - ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
 - ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第1項第7号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年厚生省告示第203号)(抄)

〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第1項第7号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
 - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - 2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
 - 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
 - 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
 - 6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
 - 7 削除
 - 8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
 - 9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
 - 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
 - 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター
 - 12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設
 - 13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
 - 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター
 - 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者サービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者サービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
 - 17の2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - 18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について

(平成20年11月11日社発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添「(市町村子ども家庭総合支援拠点)設置運営要綱」に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

※記載例46・47ページ参照

第38回社会福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・社会福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)第1条

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 年 月 日 生	
学部・学科・コース		平成	
入 学 年 月	令和 年 月	卒業(見込)年月	令和 年 月

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	医学概論	履修		
2	心理学と心理的支援	履修		
3	社会学と社会システム	履修		
4	社会福祉の原理と政策	履修		
5	社会保障	履修		
6	権利擁護を支える法制度	履修		
7	地域福祉と包括的支援体制	履修		
8	高齢者福祉	履修		
9	障害者福祉	履修		
10	児童・家庭福祉	履修		
11	貧困に対する支援	履修		
12	保健医療と福祉	履修		
13	刑事司法と福祉	履修		
14	ソーシャルワークの基盤と専門職	履修		
15	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	履修		
16	ソーシャルワークの理論と方法	履修		
17	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	履修		
18	社会福祉調査の基礎	履修		
19	福祉サービスの組織と経営	履修		
20	ソーシャルワーク演習	履修 免除		
21	ソーシャルワーク演習(専門)	履修		
22	ソーシャルワーク実習指導	履修 免除		
23	ソーシャルワーク実習	履修 免除		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 「20」「22」「23」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
3 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業した ☐ 修めて卒業する見込みである ことを証明します。

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

大学等確認申請の有無(※)	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

--	--	--	--	--

印

(※) 社会福祉に関する科目を定める省令 第5条第1項

切り取り線 (点線に従って切ってください)

第38回社会福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・社会福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)第1条

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 年 月 日 生	
学部・学科・コース		平成	
入 学 年 月	平成・令和 年 月	卒業(見込)年月	平成・令和 年 月

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	社会調査の基礎	履修		
4	相談援助の基盤と専門職	履修		
5	相談援助の理論と方法	履修		
6	地域福祉の理論と方法	履修		
7	福祉行財政と福祉計画	履修		
8	福祉サービスの組織と経営	履修		
9	社会保障	履修		
10	高齢者に対する支援と介護保険制度	履修		
11	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
12	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修		
13	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
14	保健医療サービス	履修		
15	就労支援サービス	履修		
	権利擁護と成年後見制度	履修		
	更生保護制度	履修		
16	相談援助演習	履修		
17	相談援助実習指導	履修免除		
18	相談援助実習	履修免除		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「1」及び「15」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。
3 「17」及び「18」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
4 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

実習科目について、厚生労働省への確認申請の有無	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

--	--	--	--	--

印

第38回社会福祉士国家試験

卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書

【指定科目】昭和62年厚生省告示第 200 号

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成 年 月 日生
入 学 年 月	平成 年 月	卒 業 年 月	平成 年 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 社会福祉原論	履修		
2 老人福祉論	履修		
3 障害者福祉論	履修		
4 児童福祉論	履修		
5 社会保障論	履修		
5 公的扶助論	履修		
5 地域福祉論	履修		
6 社会福祉援助技術論	履修		
7 社会福祉援助技術演習	履修		
8 社会福祉援助技術現場実習	履修		
9 社会福祉援助技術現場実習指導	履修		
10 心 理 学	履修		
10 社 会 学	履修		
10 法 学	履修		
11 医学一般	履修		
12 介護概論	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記指定科目の「5」及び「10」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を修めて卒業したことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

印

※ この場合の提出書類は、この証明書のほか、別様式の「卒業証明書・指定科目履修証明書」が必要です。(46ページ参照)

第38回社会福祉士国家試験

社会福祉士指定科目(実習科目)履修(見込)証明書

【実習科目】社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条の3第二号に規定する実習科目

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・ コース			平成
入 学 年 月	平成・令和 年 月	履修(見込)年月	平成・令和 年 月

指 定 科 目		履修 状況	大学等において指定科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
22	ソーシャルワーク実習指導 (相談援助実習指導、 社会福祉援助技術現場実習指導 を含む)	履修		
23	ソーシャルワーク実習 (相談援助実習、 社会福祉援助技術現場実習 を含む)	履修		

(注)「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
なお、実習科目は、2科目とも履修する必要があります。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修 め た ことを証明します。
☐ 修める見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

大学等確認申請 の有無(※)	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

--	--	--	--	--

印

(※) 社会福祉に関する科目を定める省令 第5条第1項

学校担当者の方へ

在学中に「指定科目」をすべて履修した(履修する見込み)方は、この証明書を作成する必要はありません。

この証明書は、大学等で「実習科目」以外の「指定科目」を修めて卒業し、その後「科目等履修制度」により、大学等で「実習科目」を修めたことを証明する場合のみ作成してください。

実習時間は、指定科目(実習科目以外)のカリキュラムにおける時間数を満たすこと。

科目等履修の場合、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事していたとしても、実習は免除されません。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の名称			法人格コード
所在地	〒		職印
電話番号	— —		
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ			生 年 月 日				
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成				
施設・事業所・機関の名称							
施設(事業)等種類					施設・職種コード		
職 種							
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から		
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで		
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。						

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の名称			法人格コード
所在地	〒		職印
電話番号	— —		
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
施設・事業所・機関の名称						
施設(事業)等種類				施設・職種コード		
職 種						
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から	
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで	
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

※指定介護療養型医療施設及び介護医療院の「介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者）」の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

医療機関の 名 称			法人格コード
所在地			職 印
電話番号			
代 表 者	役 職	氏 名	
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、下記アからエまでの社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

業 務 内 容 (退院後生活環境相談員以外の相談員の方は、次のアからエまでの業務をすべて行っていることが必要です)

- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
医療機関の名称						
医療機関種類	☐ 病 院		☐ 診 療 所		施設・職種コード	
職 種			1 5 2			
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から	
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで	
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

※指定介護療養型医療施設及び介護医療院の「介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者）」の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

医療機関の 名 称			法人格コード
所在地			
電話番号	— —		職 印
代 表 者	役 職	氏 名	
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、下記アからエまでの社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

業 務 内 容 (退院後生活環境相談員以外の相談員の方は、次のアからエまでの業務をすべて行っていることが必要です)

- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
医療機関の名称						
医療機関種類	☐ 病 院		☐ 診 療 所		施設・職種コード	
職 種			1 5 2			
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から	
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで	
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

※ 社協が運営する施設等職員の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

社会福祉協議会の 名 称			法人格コード
所 在 地	〒		
電 話 番 号	— —		職 印
代 表 者	役 職	氏 名	
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、下記の内容の社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

業 務 内 容
主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
社会福祉協議会 の 名 称						
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会			施設・職種コード		
職 種				2 6 3		
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から	
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで	
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

※ 社協が運営する施設等職員の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和

年

月

日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

社会福祉協議会の 名 称			法人格コード
所 在 地	〒		
電 話 番 号	— —		職 印
代 表 者	役 職	氏 名	
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、下記の内容の社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

業 務 内 容
主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
社会福祉協議会 の 名 称						
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会			施設・職種コード		
職 種				2 6 3		
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から	
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで	
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

「受験資格確定済申出書」を作成する方へ

「受験資格確定済申出書」で受験申し込みできる方（証明書の提出が不要な方）は、インターネットから受験申し込みをすることが可能です。

この場合、「受験資格確定済申出書」を含む受験申込書等の書類の提出は不要です。

詳しくは、試験センターホームページ
(<https://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>) をご確認ください。



第38回社会福祉士国家試験

受験資格確定済申出書

※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です（必要書類については、1ページ参照）。

私は、過去に行われた社会福祉士国家試験（第10～37回試験）において、受験資格が確定しています。つきましては、第38回社会福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。

令和 7 年 ____ 月 ____ 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

受験票と同じ氏名を記入してください。 （氏名に変更がある場合は、） ※1参照	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月

平成19年法改正により、過去に福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事、児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が5年以上ある方で第25回以前に受験票が交付されている場合でも、短期養成施設等（6月以上）を修了しなければ受験できません。

- ※1 氏名に変更がある場合は、受験票と同じ氏名を記入し、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず一緒に提出してください ※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。

※2 過去に「社会福祉士国家試験」と「精神保健福祉士国家試験」を同時に受験した方が、今回も同時に受験する場合は、この書面に受験票を貼り付けて提出してください。
 この場合、「精神保健福祉士」の申出書（受験票貼り付けなし）も提出する必要があります。

「受験票」貼り付け欄

試験実施回と受験番号がおもてになるように
貼り付けてください。

※ 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

第38回社会福祉士国家試験

精神保健福祉士登録済申出書

(精神保健福祉士であって試験科目の免除を申請する場合)

次の理由により精神保健福祉士登録証の写しを提出できないので申し出ます。
精神保健福祉士登録証が届き次第、直ちに精神保健福祉士登録証の写しを提出します。

1. 精神保健福祉士登録申請中
2. 精神保健福祉士登録事項変更届出中
3. 精神保健福祉士登録証再交付申請中

(該当する番号を○で囲んでください)

令和7年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

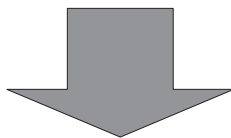
氏 名

第38回社会福祉士国家試験
受験申込書記載事項変更届

変更前

令和 年 月 日

各事項を必ず記入してください	申込時の名 氏	(フリガナ)		性別	
		(姓)	(名)		
	生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成			
		(フリガナ) 〒 - 都道府県 電話番号 () 携帯電話番号 ()			



変更後

第38回試験の 受験票がある場合 (受験番号を記入)													
変更のあった事項のみ記入してください	新氏名	(フリガナ)											性別
		(姓)	(名)										
	新住所	(フリガナ) 〒 - 都道府県 電話番号 () 携帯電話番号 ()											

※ 裏面の注意事項をお読みください。

【送付先】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル
 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 社会係

※ 封筒に「変更届在中」と記入して、簡易書留で郵送してください。

【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- ① この「受験申込書記載事項変更届」は受験申し込み後から、住所、氏名等が変更になった場合に使用してください。
- ② 受験申し込み後から、この「受験申込書記載事項変更届」により住所、氏名等の変更を届け出る場合は、住民票、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の同封は必要ありません。
- ③ 精神保健福祉士国家試験を同時に受験する場合は、「精神保健福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」のみを提出してください（「社会福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」は提出する必要はありません）。
- ④ 社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験と併せて、介護福祉士国家試験を受験する場合は、介護福祉士国家試験「受験の手引」内の「受験申込書記載事項変更届」も提出してください。
- ⑤ 提出された変更届により受験票等の住所、氏名等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものです。
それ以降に到着したものは、変更前の住所、氏名等が印字されたものになります。
住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。
「転居届」は郵便局にあります。

受験票：令和7年11月14日(金)着

結果通知：令和8年 2月10日(火)着

個人情報保護

○ 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）は、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする公益法人として、個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）をはじめ、関連法令、ガイドライン等を遵守して、保有する個人情報の保護につき、適正に取り扱うとともに、安全管理に的確な措置を講じています。

○ 試験センターが保有する個人情報は、利用目的を特定し、試験センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内において使用するものです。

また、試験センターにいただいたお電話については、適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。

○ 試験センターは、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容される範囲を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

なお、試験センターの業務を円滑に遂行するため、ご利用者の個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。

この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘義務に関する条項を含む契約等を締結します。また、取扱・管理が十分であるか確認・指導し、個人情報の保護に努めます。

○ 詳細は試験センターホームページに掲載しています。

<https://www.sssc.or.jp/privacy/>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

（試験室電話）03（3486）7521（平日9:30～17:00）

（URL）<https://www.sssc.or.jp/>



電話番号をよくお確かめのうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。

合 格 発 表	ホームページ掲載 https://www.sssc.or.jp/ 	令和8年3月3日(火) 14時 合格者の受験番号を掲載 ※ 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。時間をおいて閲覧してください。
	結 果 通 知	令和8年3月6日(金) 発送 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ※ 3月13日(金)になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ・受験資格見込で受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり結果通知は発送いたしません。

登 録	社 会 福 祉 士 資 格 取 得	「社会福祉士」となるには申請し、登録する必要があります。登録をしなければ「社会福祉士」の名称を用いることはできません。
	登 録 の 申 請	登録の申請書を試験センターが受理してから登録証が申請者の手元に届くまで、 1か月半程度 かかります。 ※ 登録免許税の納付及び登録手数料の払い込みが必要となります。 ※ 登録申請時に、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）または本籍を記載した住民票のいずれかが必要となります。 ※ 詳細は、合格証書等に同封される「登録の手引」を参照してください。

こ ん な と き は ・ ・ ・	受 験 申 込 時	提出書類は？	⇒ P1
		申込区分は？	⇒ P14・15
		学校コードは？	⇒ P18～23
		実務経験コードは？	⇒ P24～37
		受験申込書・受験用写真等確認票をボールペンで書いてしまった	⇒ P39・44
		過去に受験したことがある	⇒ P15
		過去の受験票を紛失した	⇒ P50-d
		精神保健福祉士と社会福祉士の同時受験を申し込みたい	⇒ P5
		精神保健福祉士登録者で共通科目の免除申請をしたい	⇒ P6
	受 験 申 込 後	試験の日程・時間は？	⇒ P4・5
		受験票が届かない	⇒ P10-④
		卒業(修了)した、実務経験を満たした	⇒ P10-⑤
		氏名・住所が変わった	⇒ P10-⑥
		結果通知が届かない	⇒ P11-⑨
		合格基準・正答は？	⇒ P9
		書類が届いているか確認したい	⇒ P11-⑧

予告 次回（第39回）試験からは、すべての受験者を対象にインターネットによる受験申し込みができるように準備中です。このため、「受験の手引」（冊子）の配付は原則行わないことを予定していますのでご了承ください。